

制定文等において条項を列挙する場合の表現方法について

(担当 渡辺参事官)

一 議題

1 政令の制定文において根拠条項を列挙するに当たり、併合的接続詞である「及び」と「並びに」を用いて各条項の接続関係を表現しているが、準用条文等が含まれるため前後の根拠条項との切れ目を示す必要がある場合には、「A法第○条及び同法第△条において準用する同法第□条」というように、「同法」を用いることが通常である。

しかしながら、列挙する条項が多数にわたり、併合的接続の段階が複雑になる制定文において、例えば次のような場合に、「及び」「並びに」と「同法」のみで接続関係を紛れなく表現することが容易ではない(あるいは接続関係が分かりにくくなる)ことがある。

- ① 列挙する条項の最初又は最後が準用条文である場合(例1～4)
- ② 列挙する条項の一部を「・・・(これらの規定を第○条において準用する場合を含む。)」と「これらの規定」で特定する場合(例5)

2 この点、1①②いずれの場合も、列挙された根拠条項の内容を確認すれば条項間の接続関係は明らか

であり、また、併合的接続の段階を設ける等の工夫により条項間の切れ目の紛れを解消することも可能であると考えられるが、「及び」「並びに」と「同法」のみで条項間の接続関係を表現するという制約があることを踏まえ、制定文の規定振りを明確化する観点から、次の点についてどのように考えるか。

① 制定文における「規定」の表記は、「A法第○条、第△条及び第□条の規定に基づき」と、列挙する条項の末尾に用いる例が多いが、「規定」を制定文における条項の切れ目として末尾以外で用い、「・・・の規定、・・・の規定及び・・・の規定に基づき」と定める例がある(例6～9)。

「同」の語については、「ある法令の文章中で最も近い前の場所に表示された条、項、号、年、月等の字句をうけて、厳密に同一の対象であることを示す場合に用いられる」(ワークブック法制執務(第2版))ものとされている。このため、制定文において条項の切れ目を示すために用いる「同法」は、「直前に表示された法律と同じ法律」を意味するにとどまり、条項の切れ目を示すためには「・・・の規定」を用いる必要があるとも考えられる。

しかしながら、制定文においては、「同法」により条項の切れ目を示すことが一般的であるところ、その理由としては、「同法」を繰り返すことにより法律名を含む根拠条項全体が表記されるものであること(例10)、制定文全体の構造により条項の切れ目が分かること(例11)、「規定」の表記を繰り返すことが煩雑であること等によるものと解すればよいか。

② ①と同様のケースは、制定文に限らず、一の条文において多くの条項を列挙する場合に発生し得る問題であるが、法令の本文においては、法律の委任根拠を示す制定文とは異なり、法律名を重ねて表記する「同法」を用いることができないケースが多く、また、条項を列挙するパターンについても多

種多様なものがあるところ、権利・義務等を定める規定については、条項の切れ目の表現方法を明確化する必要性が高いと考えられる。

この点、「規定」という用語を用いて条項のかたまりを定めることとすれば、条項の切れ目が明確となり、また、「規定」という用語に着目することで条文構造の理解に資すると考えられることから、法令の本文について、接続関係を紛れなく表現することが容易ではない場合、接続関係が分かりにくい場合等（※）においては、積極的に「規定」を用いて条項の切れ目を表現することとしてはどうか。（例12～16：「規定」を用いない条項列挙の例、例17～21：「規定」を用いた条項列挙の例）

（※）平成三年法令整備会議において、準用条文（A法において準用するB法第C条）の直後に当該第C条を同様にA法において準用された趣旨を含めて表現する場合、「A法において準用する同条」とすることなく、単に「同条」としてよいか、という点について議論された際、「出来上りの法文として誤解を生ずる余地の有無が判断の基準となるが、罰則規定の場合は構成要件の明確化のため準用されたものであることを繰り返して明示することが望ましい」とされた。

二 資料

1 制定文において列挙する条項の最初又は最後が準用条文である例

〔例1〕

○建築基準法施行令の一部を改正する政令（令元政一八一）

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条の五第二項において準用する同法第五

条の三第一項、同法第三十五条から第三十五条の三まで（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、同法第三十六条、同法第八十六条の七第二項（同法第八十七条第四項において準用する場合を含む。）、同法第八十八条第一項において読み替えて準用する同法第二十条第一項及び同法第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

〔例2〕

○株式会社産業再生機構法施行令（平一五政二〇四）

内閣は、株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の二、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第五項並びに株式会社産業再生機構法第三十九条第二項及び第三十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

〔例3〕

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令二政三一）

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定す

る。

〔例4〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令元政二五）

内閣は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十一条の二第二項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）、同法第二十一条の二第五項（同条第七項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）及び同法第二十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十九条第十四号及び同法第二十一条の二第八項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

2 制定文において列挙する条項の一部を「・・・（これらの規定を第〇条において準用する場合を含む。）」と「これらの規定」で特定する場合

〔例5〕

○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平二九政二二一）

内閣は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行に伴

い、並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第六項、第七条第五号、第二十条第三項（同法第二十五条第三項及び第二十八条第四項（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。））、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号並びに第四十四条第二号、第五号及び第七号（これらの規定を同法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、同法第五十条第二項において準用する同法第十八条第一項及び第十九条並びに同法第五十二条第一項第六号、第五十九条第二項第二号、第六十一条第六項第六号、第六十六条及び第七十三条第四項、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の七第二項、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の四第二項第二号、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二十六条第一項第八号二、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第一百十四条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第九項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

3 制定文において「規定」を用いて条項の切れ目を表現する例

〔例6〕

○令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令四政二二六）

内閣は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法

律（令和四年法律第十五号）第十二条の規定、同法第十八条第五項及び第二十条（これらの規定を同法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十五条第一項の規定並びに同項において読み替えて準用する同法第十四条第二項、第十五条第三項、第十六条第二項、第十七条第三項、第二十三条第一項及び第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

〔例7〕

○行政不服審査法施行令（平二七政三九一）

内閣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第一項（同法第六十一条、第六十六条第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに同法第三十七条第二項、第三十八条第四項及び第五項並びに第四十一条第三項（これらの規定を同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号及び第二号、第七十八条第四項及び第五項、第八十条並びに第八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

〔例8〕

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平一九政三三一）

内閣は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五条の二第三項の規定並びに同法第五条の四第四項第一号ハ及び第二号（これらの規定を同法第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

〔例9〕

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平一八政一九二）

内閣は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十三条第二項（同条第七項（同法第四百十三條において準用する場合を含む。）及び同法第四百十三條において準用する場合を含む。）及び第三十二条第二項（同法第四百十三條において準用する場合を含む。）の**規定**、第四百十四條、第四百十六條第二項及び第四百十七條第三項（これらの規定を同法第三百十八條（同法第四百十三條及び第四百十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第四百十三條において準用する場合を含む。）の**規定**並びに第一百十八條第一項及び第三項、第一百十九條第三項並びに第一百二十條第一項及び第三項（これらの規定を同法第四百十三條において準用する場合を含む。）の**規定**に基づき、この政令を制定する。

4 制定文の例（「同法」を繰り返すことにより法律名を含む根拠条項全体を表記するもの）
〔例10〕

○防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令四政一二七）

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第二十条第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項、同法第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第一項及び第三項、第二十四条の六並びに別表第二備考（一）の規定に基づき、この政令を制定する。

5 制定文の例（条文構造により条項の切れ目が分かるもの）

〔例11〕

○著作権法施行令の一部を改正する政令（令三政二六六）

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四十四条第四項ただし書（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）、第九十三条の三第六項、第八項及び第十三項（これらの規定を同法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）並びに第九十五条第九項（同法第九十五条の三第四項、第九十七条第四項及び第九十七条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに同法第百三条において準用する同法第七十条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

6 法令本文における条項列举の例（「規定」を用いないもの）

〔例12〕

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭二七政三六八）

（昇給日等）

第六条の十一 法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項に規定する昇給を行うものとして政令で定める日は、第六条の十七に定めるものを除き、毎年一月一日（以下この条並びに

第六條の十四第二項及び第三項（これらの規定を第六條の十四の二第二項及び第六條の十五第二項において準用する場合を含む。）において「昇給日」という。）とし、法第五條第二項において準用する一般職給与法第八條第六項に規定する昇給日前において政令で定める日は、昇給日の属する年の前年の九月三十日とする。

〔例13〕

○公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六法一五〇）

（事務の区分）

第四十七條の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都道府県が第八條において準用する土地収用法第二十四條第四項及び第五項並びに同法第二十五條第二項、この法律第二十條第一項、第三項及び第五項、第二十一條第一項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十五條、第二十六條第一項、第二十六條第二項において準用する土地収用法第八十三條第四項から第六項まで、この法律第二十九條第二項、第三十條第一項、第三十四條、第三十七條第二項において準用する土地収用法第九十四條第十一項並びにこの法律第三十八條の二の規定（第四十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務

二 （略）

[例14]

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平一三法六四）

附 則

（経過措置）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 前項後段の規定により引き続き第二種特定製品引取業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種特定製品引取業者とみなして、第二十八条において準用する第十七条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第四項及び第六項、第五十三条第二項、第六十三条第一項及び第四項、第六十四条第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

7・8 （略）

[例15]

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平一六法六三）

（請求による裁判員等の解任）

第四十一条 検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、次の各号のいずれかに該当することを理

由として裁判員又は補充裁判員の解任を請求することができる。ただし、第七号に該当することを理由とする請求は、当該裁判員又は補充裁判員についてその選任の決定がされた後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。

六 裁判員又は補充裁判員が、第十三条（第十九条において準用する場合を含む。）に規定する者に該当しないとき、第十四条（第十九条において準用する場合を含む。）の規定により裁判員若しくは補充裁判員となることができない者であるとき又は第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号（これらの規定を第十九条において準用する場合を含む。）に掲げる者に該当するとき。

〔例16〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平一七法一二三）

（都道府県による援助等）

第二十六条 （略）

2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務（第二十一条（第二十四条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）、第二十二條第二項及び第三項（これらの規定を第二十四条第三項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）並びに第五十一条の七第二項及び第三項（これらの規定を第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）、の規定により市町村審査会が行う業務をいう。以下この条及び第九十五条第二項第一号において同じ。）を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、介護給付費

等の支給に関する審査会（以下「都道府県審査会」という。）を置く。

3・4 （略）

7 制定文以外における「規定」を用いた条項列挙の例（「規定」を用いるもの）

〔例17〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭二三法一二二）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 （略）

四 第二十二條第一項第三号の規定又は同項第四号から第六号まで（これらの規定を第三十一條の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五～十 （略）

2 （略）

（都道府県風俗環境浄化協会）

第三十九條 （略）

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。

一～五 （略）

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項又は第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所
に關し、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号まで（これらの
規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に該当する事由の有無について調
査すること。

七・八 （略）

3
3
6 （略）

〔例18〕

○漁業法施行令（昭二五政三〇）

（海区漁業調整委員会等が行う意見の聴取）

第九条 （略）

2 法第八十九条第六項の規定は、前項において準用する行政手続法第十七条第二項に規定する参加
人であつて、法第八十六条第一項、第八十九条第一項、第九十二条第一項若しくは第二項若しくは
第九十三条第一項の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、
法第一百六条第二項若しくは第三項若しくは第三百六十九条第二項の規定又は法第七十七条第十四
項において準用する同条第六項の規定による処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる
ものについて準用する。

3
3
（略）

〔例19〕

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平九政八六）

（施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る一時恩給等の返還に関する経過措置）

第五条 （略）

2～5 （略）

6 前条第五項の規定は、**第一項の規定**、**第二項において準用する同条第一項の規定**、**第三項の規定**又は第四項において準用する同条第三項の規定による返還すべき金額が千円未満である場合について準用する。

〔例20〕

○社債、株式等の振替に関する法律施行令（平一四政三六二）

（同時申請）

第十条 （略）

2 前項の場合において、振替機関等は、法第七十条第四項第二号若しくは第四号の規定又は同条第五項第二号若しくは第四号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項第二号（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、同時に、第八条第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

3 （略）

〔例21〕

○地方独立行政法人法（平一五法一一八）

（役員の退職管理）

第五十条の二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八條第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三十八條の二から第三十八條の七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三條の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（参考）

○法令用語辞典（第10次改訂版） 抜粋

規定（規定する）

- 1) 1個の法令における個々の条項の定めをいう（「前項の規定は・・・」等の例）。
- 3) 動詞として「規定する」とは、定めようと意図する事項を個々の条項に定めることをいう（「前項に規定する・・・」等の例）。

○「ワークブック法制執務（第2版）」七七七ページ

問 320 「同」の語を用いるのは、どのような場合か。

答 ある法令の文章中で最も近い前の場所に表示された条、項、号、年、月等の字句をうけて、厳密に同一の対象であることを示す場合に用いられるのが、「同」である。したがって、中間に異なる条、項、号等が挿入される場合には、それより前に表示された条、項、号等を「同」でうけることができないことはいうまでもない。(問76参照)

なお、同一の条における同じ項又は同じ号を示す場合には、「同条同項」又は「同条同号」といわず、単に「同項」又は「同号」と表現するのが通例である。また、直前に示された法律又は政令若しくは省令をうける場合には、その題名のいかんにかかわらず、「同法」又は「同令」でうける。このことは、省令の題名で「〇〇規則」とされるものがあっても、同様である。これは、委員会規則について「同規則」といううけ方をすると混同しないためである。(問113参照)

○法令整備会議関係資料集(三) 2 条、項、号関係(五五〇ページ)

(九) 「同条(項・号)」の表現は、準用された趣旨まで受けられるか(平三・九・一一)

一 議題

法令中、「A(法・条・項・号)」において準用するB法C条(項・号)」の直後に(中間に異なる条等を置かずに)、当該C条(項・号)を同様にA(法・条・項・号)において準用された趣旨を含めて表現する場合、「A(法・条・項・号)」において準用する同条(項・号)」とすることなく、単に「同条(項・号)」としてよいか。

二 議事要旨

報告者から「同一の条・項・号の場合には単に「同条（項・号）」と表現し得るものとし、異なる条・項・号の場合には「・・・において準用する」を冠することとしたらどうか。」との提案に対し、

(イ) 罰則の場合には慎重に準用された趣旨を繰り返すことが適当だが、その他は合理的に対応すればよい。

(ロ) 「なお効力を有する」、「改正前の」、「改正後の」というようなケースにおいても同様な問題がある。

(ハ) 孫準用があつたりして準用された趣旨を表す語句の繰り返しが長くなる場合は、適宜略称規定を設けることも考えてよい。

等の意見が出され、全体としては、「出来上がりの法文として誤解を生ずる余地の有無が判断の基準となるが、罰則規定の場合は構成要件の明確化のため準用されたものであることを繰り返して示すことが望ましい。」とされた。

三 (略)

〔令和四年度法令整備会議第一回 議題第一号関係議事要旨〕

制定文等において条項を列挙する場合の表現方法について

(担当 渡辺参事官)

○ 議事要旨

1 条項の切れ目を示すために「・・・の規定」を積極的に用いることについては、条文を読みやすいものとするために必要に応じて用いることに異論はなかったものの、既存の条文に「・・・の規定」を用いる条項と用いない条項が混在することとなる、現状でも「及び」「並びに」と「同法」を用いて接続関係を適切に表現できている、規定振りが煩雑になる等の意見が示され、結論を得るには至らなかった。

2 1のほか、「・・・の規定」を用いることについては、次のような意見が示された。

- ・ 制定文や施行期日政令については分かりやすさを重視し、「・・・の規定」を積極的に用いることも考えられるが、法令の本文については簡潔さを重視すべきではないか。

- ・ 「くに該当する場合（掲げる場合）」という規定振りの場合、「・・・の規定」ではうまく切れ目を表現できないのではないか。

- ・ 列挙する条項の一部を「これらの規定」で特定する表現方法について、「第〇条第△項（これらの規定を・・・）」とするもの（例17）と「第〇条第△項の規定（これらの規定を・・・）」とするもの（例18）があり、「・・・の規定」を積極的に用いる場合には用法の統一を検討する必要があるのではないか。

- ・「これらの規定」は「当該規定」を意味するため、「これらの規定」が個々の条項を指すのか、「
・の『規定』」を指すのか明確でない場合が存在するのではないか。
- ・
- ・

法律が廃止された後に当該法律を根拠とする政令を廃止する場合の対応について

(担当 伊藤参事官)

一 議題

1 法律を廃止する際、当該法律（以下「親法律」という。）を根拠とする施行令その他の政令（以下「施行令等」という。）については、親法律の廃止をもって当然に失効するので、形式的に廃止手続をとる必要は必ずしもなく、また、廃止手続をとる場合であっても、親法律の廃止と同時に行う必要は必ずしもないとされている（昭五七・六・三〇法令整備会議事要旨参照）。一方、実際にはほとんどの事例において、施行令等を廃止する政令が制定され、親法律を廃止する日と同日に施行されている。

2 例外的に、親法律が廃止された日より後に施行令等を廃止する場合には、その場合の対応、具体的には、廃止のための政令（以下「廃止令」という。）の制定文の書き方はどうあるべきか。

(一) 通常、親法律の廃止に伴い施行令等を廃止する場合には、廃止令の制定文で「〇〇法（令和〇年法律第〇号）の廃止に伴い、・・・」と親法律の題名及び法律番号を明記する。これに対し、親法律が既に廃止されている場合には、形式上「旧〇〇法（令和〇年法律第〇号）の廃止に伴い、・・・」等と表記する必要が生じ得ると思われるが、制定文の書き方としてこの点をどう考えるか。

(二) 代替的な方法として、親法律の廃止以外の内容(他の法律の改正等)を含む法律(「〇〇法を廃止する等の法律」等)の規定を受けて制定する政令の制定文の例に倣い、「〇〇法を廃止する法律(令和△年法律第△号)の施行に伴い、・・・」という書き方はどうか。それとも、より適当な書き方があるか。

二 資料

(参考文献抜粋)

○政令の廃止について(昭五七・六・三〇) (法令整備会議関係資料集(三) 四八四ページ)

一 議題

政令制定の根拠となる法律が廃止され又は失効した場合に、当該政令について、すべて廃止手続きをとるべきか。

二 議事要旨

1 根拠となる法律が廃止され、又は失効すれば、政令はその存立の基盤を失うことになるので当然失効するという点については、異論はなく、また、そのように失効した政令のすべてについて改めて形式的に廃止手続きをとるべきであるという意見はなかった。

2 失効した政令の廃止手続きをどの範囲まで行うべきかについては、それぞれの場合によるが、根拠となる法律の廃止又は失効に伴う経過措置、規定の整理その他の経過的な措置を政令で規定する必要があるか否か、類似の政令、省令等があるか、当該政令を引用している法令があるか等の事情に応じ、

形式的な廃止手続をとらずに放置することが紛れ（形式上の抵触があるのではないかとの疑い等）を生じ得るような場合には、その廃止手続をとることが望ましい。この場合でも、法律の廃止又は失効と同時にこれを行う必要は必ずしもない、という意見が大勢を占めた。

三 資料（略）

○「・・・の施行に伴い」等の用法」（「新訂 ワークブック法制執務 第2版」一六五ページ）

問58 政令の制定文には、「・・・の施行（廃止）に伴い、・・・」、「・・・の施行（廃止）に伴い、・・・の規定に基づき」又は「○○令の全部を改正するこの政令を制定する」というものがあるが、これらは、それぞれどのような場合に用いるのか。

答一 政令の制定文に「・・・の廃止に伴い、・・・」又は「・・・の施行に伴い、・・・」の文言を用いるのは、ある政令の根拠であった法律が廃止され、又はその一部改正が行われて、当該政令の全部又は一部が根拠を失うこととなったため、当該政令を廃止し、又はその一部改正を行う場合においてである。当該法律の廃止が当該法律の廃止のみを内容とする法律（「○○法を廃止する法律」）により行われて、当該政令が根拠を失うこととなったため、当該政令を廃止する場合には、次の例一に示すように前者の文言が用いられる。一方、当該法律の廃止が当該廃止以外の内容を含む法律（「○○法を廃止する等の法律」等）の当該廃止を内容とする規定により行われて、当該政令が根拠を失うこととなったため、当該政令を廃止する場合及びある法律の一部改正により当該政令の全部又は一部が根拠を失うこととなったため、当該政令を廃止し、又はその一部改正を行う場合には、次の例二及び

例三に示すように後者の文言がそれぞれ用いられる。この場合、当該政令の制定は当該法律の廃止法、一部改正法等を実施するためのものではあるが、その制定文においては、「〇〇法を廃止する法律を実施するため」というような書き方はしないで、当該政令の廃止の動機を書くこととされている。

■例一■

○義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律施行令を廃止する政令（平成四年政令第五十一号）

内閣は、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の廃止に伴い、この政令を制定する。

〈編注 右の法律は、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律（平成三年法律第一一二号）により廃止された。〉

■例二■

○経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令を廃止する政令（平成十八年政令第三百三十六号）

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）第十四条の規定の施行に伴い、この政令を制定する。

〈編注 右の法律第一四条の規定は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成一一年法律第八号）を廃止したものである。〉

■例三■

○戸籍手数料令を廃止する政令（平成十一年政令第三百五十七号）

内閣は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（編注 右の法律による戸籍法（昭和三十二年法律第二二四号）の一部改正により、戸籍法に係る事務が地方自治法上の第一号法定受託事務とされ、関係手数料に係る規定が削除された。）

二・三（略）

（一）（二）で提示した方法を試行的に用いて制定文を定めた例）

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令を廃止する政令（令四政二四五）

内閣は、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律（令和四年法律第三十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（注）

1 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律（令四法三四）は、令和四年四月二七日に公布され、同日施行された。したがって、旧東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平二三法六四）は、同日をもって廃止された。

2 これに対し、本政令は、旧東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律が廃止された日より後の令和四年七月一日に公布され、同日施行された。

〔令和四年法令整備会議第一回 議題第二号関係議事要旨〕

法律が廃止された後に当該法律を根拠とする政令を廃止する場合の対応について

(担当 伊藤参事官)

○ 議事要旨

1 法律の廃止後に施行令等を廃止した直近の他の事例の有無について尋ねたが、いずれの出席者からも、そのような案件を審査した経験があるとの反応はなかった。他方で、限時法の一部の規定がなお効力を有する場合を含め、法律の廃止後も施行令等が残置されるケースはあるだろうとの指摘があった。

2 資料で提示した制定文の書き方に関するオプションのうち、廃止された法律に言及する際に「旧」を付すことは適当でなからうという点については、おおむね見解の一致が見られた。

3 「〇〇法の廃止に伴い」と「〇〇法を廃止する法律の施行に伴い」のいずれによるべきかについての議論の概要は次のとおり。

(一) 「伴い」の意味合いについて、既に発生した出来事について使えるのか疑問を呈する意見もあったが、これは政令（この場合は、施行令等を廃止する政令）を制定する動機や趣旨を示すものであり、時間的にはある程度ゆとりを持った概念であるとする意見の方が優勢であった。

(二) その上で、資料で提示した後者の書き方を採用した例も問題はないとする一方、「旧」を付さずに単に「〇〇法の廃止に伴い」とするのでも構わないのではないかという意見も多く見られた。

本則における被改正法令が一つである一部改正法令の附則における改正後の条項の引用方式について

（担当 森参事官）

一 議題

1 一部改正法令の附則（経過措置）において、同法（同令）による改正後の法律（政令）の条項を引用する場合の方式については、例規において、「この法律による改正後の〇〇法第〇条第〇項」とするのではなく、「改正後の第〇条第〇項」又は「この法律による改正後の第〇条第〇項」とすることが原則とされており、さらに、本則又は附則で多数の法律を改正している場合には、「第〇条（附則第〇項）」の規定による改正後の〇〇法第〇条」として引用することが原則とされている。

（なお、当該ルールについては、平成一七年の法令整備会議において、「この法律による改正後の〇〇法第〇条第〇項」とすることを原則としてはどうかとの提案がなされたが、現行の取扱いを変更する必要はないということになった。）

2 本則における被改正法令が一つである一部改正法令（「A法（A令）」の一部を改正する法律（政令）」）について近年の先例を確認したところ、例規のルールでは例外的取扱いとされている「この法律（政令）」による改正後のA法（A令）第〇条」と規定している例が多数存在している。さらに、例規で想定して

いるような①「新法」「新令」といった略称を用いるような場合や、②附則で多数の法令を改正している場合のいずれにも該当しないものも相当数存在しており、規定方式の選択にばらつきが見られる状況となっている。

そのため、例規のルールでは例外的取扱いとされている「A法（A令）」を明記する方式によるべき事由（改正後のA法（A令）の条項とともに、それ以外の法令の条項を引用する場合等における考え方）を整理して、例規に追加することが有益ではないか。

3 まず、A法（A令）の一部改正法令において、改正後のA法（A令）の条項とともにB法（B令）の条項についても引用する場合や、改正後のA法（A令）の条項とともに改正のないA法（A令）の条項又は改正前のA法（A令）の条項についても引用する場合には、改正後のA法（A令）の条項の引用を「この法律（政令）による改正後の第〇条」とするケース（資料4例1）と、「この法律（政令）による改正後のA法（A令）第〇条」とするケース（資料4例2）の両方があるが、今後は、どのような考え方により規定方式を選択すべきか。

イ 他の法令の条項も引用する場合であっても、原則として「A法（A令）」は省略することで統一し、他の法令の条項の引用箇所が多数にわたり複雑な規定となる場合など、「この法律（政令）による改正後のA法（A令）第〇条」としなければ紛れが生じると考えられるケースに限って法令名を明記することとする。

ロ 他の法令の条項も引用する場合には、法令名の明記についてイのように厳格に解することなく、

規定の横並びの観点や、これまでの当該A法（A令）の一部改正における規定例等を踏まえて、ケースバイケースで柔軟に「この法律（政令）による改正後のA法（A令）第〇条」と法令名を明記することを許容する（現行の改正実態に沿ったルールを明確化する。）。

ハ 他の法令の条項も引用する場合には、例規のルールにおける例外に該当するものと解して、「この法律（政令）による改正後のA法（A令）第〇条」とすることで統一する。

4 本則において二以上の法令改正を束ねている一部改正法令の附則において、改正後の条項を引用する場合については、「第〇条の規定による改正後のA法（A令）第〇条」と規定すべきと考えられる。

他方で、本則における被改正法令は一つだけであるが、その附則において他法令の改正を行う一部改正法令の附則において、改正後の条項を引用する場合には、「A法（A令）」を省略しているケース（資料5例1）と、法令名を明記しているケース（資料5例2）が混在している。こうした場合については、次のいずれの考え方によるべきか。

イ 本則における被改正法令はあくまで一つであり、かつ、附則における他法令の改正は、施行期日や経過措置の規定の後に、本則における改正のハネ改正として措置されるだけのものであることから、例規で想定している2の①（略称）若しくは②（多数の法令の改正）又は3（他の法令の条項の引用）により「A法（A令）」を明記すべきとされた事由に該当しない限り、「A法（A令）」を省略しても紛れが生じるおそれはなく、法令名を明記する必要はない。

ロ 附則における被改正法令の数が一つ以上ある場合、当該一部改正法令により改正される法令が複

数となるため、「この法律（政令）による改正後のA法（A令）第〇条」と法令名を明記すべきである。

5 前述しているもの以外に、規定方式の選択において考慮すべき事項としてどのようなものが考えられるか。

（例えば、条項の引用箇所が同一の項であるケースと、別々の項又は条で引用するケースでは、考え方に違いはあるか。また、一部改正政令や整備令（経過措置令）の一部を改正する政令などについても、考え方に違いはないと理解して良いか（資料6例1）。さらに、A法（A令）の法令名を改正する一部改正法令の場合には、改正後の「A法（A令）」を明記するという理解で良いか（資料6例2）。）

6 本則における被改正法令が一つである一部改正法令であって、法令名の略称を用いることもなく（2の①）、附則における他法令改正もなく（2の②及び4）、他の法令の条項の引用もない（3）ケースであっても、「この法律（政令）による改正後の第〇条」（資料7例1）とするのではなく、「この法律（政令）による改正後のA法（A令）第〇条」としている例が相当数ある（資料7例2）が、これをどう考えるか。この際、法令名を常に明記することとして、「この法律（政令）による改正後のA法（A令）第〇条」という規定方式に統一を図るということが考えられるか。

（仮に法令名を明記する方式に統一する場合、例えば、一部改正法令の名称が非常に長い場合や、附則の検討規定における「この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し」等の規定においても法令

名を明記する必要性があるのかという論点がある。)

二 資料

1 法令審査事務提要(改定) 第一 例規編 七〇・七一ページ

4 条、項等の引用関係

(一) 一部改正法の附則において、同法による改正後の条項を引用する場合の方式
次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 改正後の第〇条第〇項

(ロ) この法律による改正後の第〇条第〇項

(ハ) この法律による改正後の〇〇法第〇条第〇項

〔決定〕 (イ) 又は(ロ)を用いるのを原則とする。

(注) 新法という略称を用いるような場合には、「改正後の〇〇法」又は「この法律による改正後の〇〇法」という。なお、本則又は附則で多数の法律を改正している場合には、「第〇条(附則第〇項)の規定による改正後の〇〇法第〇条」として引用するのが原則とする。

2 法令整備会議 平一七・九・一二(法令整備会議関係資料集(四) 七二四・七二五ページ)

一 議題 次の取扱いについては、ルール簡素化の観点から、見直し又は統一を行ってはどうか。

3 附則関係

(二) 附則における条項の引用

例規は以下のとおり。

(略。例規の記載については前ページを参照。)

〔変更〕(ハ)を用いるのを原則とするが、(イ)又は(ロ)によってもよい。

〔理由〕(ハ)を用いた例が散見されるが、(イ)又は(ロ)はいずれも(ハ)の省略形にすぎず、(イ)又は(ロ)はいずれでもよいのに、(ハ)のみが不適切だとする理由がない。また、ルールの簡素化の観点から言えば、現在の例規の決定のように(イ)又は(ロ)のいずれでもよいとするのではなく、どちらかに統一すべきであるが、(注)との関係から言えば、あえて語句を一部省略した(イ)又は(ロ)で統一するより、(ハ)で統一する方が整合的である。なお、これまでの経緯も踏まえ、(イ)又は(ロ)の方式であっても紛れが生じることはない場合は、引き続き使用しても差し支えないこととする。

二 議事要旨

3 (二) について

現行の取扱いを変更する必要はないということになった。

3 近年の改正例についての確認結果

※ 平成二十九年一月から令和四年六月までの間における一部改正法令のうち、本則における被改正法令が一つであって、かつ、附則において「この法律（政令）による改正後の」との規定

がある計二四七件（法律八四件、政令一六三件）について、担当者が条文を確認しながら分類作業を行った結果である。なお、附則における他法令の引用条項の有無は、原則として、「この法律（政令）による改正後の」との規定が置かれている「項」単位で確認した。また、一部改正法については、閣法に限り、かつ、附則の検討規定において単に改正後の法律を指し示す規定は除外した。

○「新法」「新令」などの略称を用いているもの。

法令名を省略 ○件 法令名を明記 一〇九件

○「新法」「新令」などの略称を用いていないもの。

・附則における他法令の条項の引用があるもの。「資料4」

法令名を省略「例1」一五件 法令名を明記「例2」六六件

・附則における他政令改正があるもの。「資料5」

法令名を省略「例1」四件 法令名を明記「例2」一八件

・それ以外のもの。「資料7」

法令名を省略「例1」二二件 法令名を明記「例2」二八件

※附則において他法令の条項の引用と他法令改正の両方を含むケースは、件数を重複計上している。

4 附則における他法令の条項の引用がある場合

「例1」法令名を省略している例

○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平三一政九二）

附 則

（経過措置）

2 この政令による改正後の附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令四政三六）

附 則

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 （略）

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月

三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

〔例2〕法令名を明記している例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（平三一政六）

附 則

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げられていないものに係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」と、「あらかじめ」とあるのは「平成三十一年三月七日までに」とする。

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平三〇政二九）

附 則

（経過措置）

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準

を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令四政三五）

附 則

（経過措置）

2 この政令による改正後の金融商品取引法施行令第一条の六の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

5 附則における他法令改正がある場合

〔例1〕法令名を省略している例

○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平二九法九）

附 則

(準備行為)

第二条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五条 (略)

○畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（令三政三三七）

附 則

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の第五条第二項の規定は、令和四年四月以後の月分の加工原料乳の数量の算出について適用し、同年三月以前の月分の加工原料乳の数量の算出については、なお従前の例による。

2 (略)

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 (略)

〔例2〕法令名を明記している例

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平三〇政二九

八)

附 則

(経過措置)

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

3 (略)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令三法一四）

附 則

(経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人（児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とすることを旨

として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人」とする。

2・3 (略)

〔義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正〕

第四条 (略)

○建設業法施行令の一部を改正する政令（令二政一七四）

附 則

(経過措置)

第二条 一部施行日前にこの政令による改正前の建設業法施行令（次項及び第三項において「旧令」という。）第三十四条第一項の表検定種目の欄に規定する建設機械施工に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、それぞれこの政令による改正後の建設業法施行令第三十四条第一項の表検定種目の欄に規定する建設機械施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者とみなす。

2・3 (略)

〔国土交通省組織令の一部改正〕

第三条 (略)

6
4・5以外の場合で法令名を明記している例

〔例1〕整備令（経過措置令）の一部改正政令の例

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平三〇政一二）

附 則

（国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

2 独立行政法人自動車技術総合機構の理事長は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第二十一条第三項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。

〔例2〕政令名を改正している一部改正政令の例

○不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令（平三〇政二五二）

題名を次のように改める。

不正競争防止法施行令

（略）

附 則

（経過措置）

2 この政令による改正後の不正競争防止法施行令第一条及び第二条の規定は、この政令の施行前に不正競争防止法第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為（同条第六項に規定する営業秘密を取得する行為に限る。）があつた場合における当該営業秘密を取得する行為をした者について、適用しない。

7 法令名の記載に関し考慮すべき事項がない場合

〔例1〕法令名を省略している例

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（令三政四一）

附 則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、令和三年一月一日から適用する。

○公証人手数料令の一部を改正する政令（令三政三二八）

附 則

（経過措置）

2 この政令による改正後の第三十五条の規定は、この政令の施行の日以後にされる定款の認証の嘱託に係る手数料について適用し、同日前にされた定款の認証の嘱託に係る手数料については、なお従前の例による。

〔例2〕法令名を明記している例

○総務省組織令の一部を改正する政令（平三二政八〇）

附 則

（経過措置）

2 この政令の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の総務省組織令第四十八条の規定の適用については、同条第三号中「、地域自立応援課及び参事官」とあるのは、「及び地域自立応援課」とする。

○被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令二法六九）

附 則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令二政二八二）

附 則

（適用区分）

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示

される町村の議会の議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

〔令和四年法令整備会議第一回 議題第三号関係議事要旨〕

本則における被改正法令が一つである一部改正法令の附則における改正後の条項の引用方式について

(担当 森参事官)

○ 議事要旨

1 あえて法令名を明記せずとも、紛れが生じることなく条文を理解できる場合には、簡潔な条文となり読み手にとっても利点があることから、例規のルールの原則のとおり、法令名を省略して「改正後の第○条」とすることで良いとする意見が多数であった。また、一部改正法令案の審査において、改正原案では「改正後のA法（A令）第○条」としていたが、審査過程において、例規のルールに沿った形で「改正後の第○条」と修正した例について、複数の紹介があった。

他方で、法令名を明記することは条文上おかしなことではなく、法令名を明記することとする考え方もあり得るのではないかとする意見や、法令集においては、一部改正法令の附則のみが掲載され、一部改正法令名は分からないため、「改正後のA法（A令）第○条」と法令名を明記している方が理解しやすいとする意見もあった。

2 例規のルールでは例外的取扱いとされている「改正後のA法（A令）第○条」と法令名を記載する事由については、「新法」等の略称を用いる場合、改正後のA法（A令）の条項とともにB法（B令）、改正のないA法（A令）又は改正前のA法（A令）の条項を引用する場合、附則において他法令の改正

を行う場合のほか、例えば、当該A法（A令）の過去の一部改正における規定例も踏まえながら判断をしているケースや、効力を失っていない経過措置が規定されている過去の一部改正法令を附則において改正するため法令名を明記した方が紛れを回避できると判断したケースがあるとの紹介があった。その上で、こうした様々な状況が考えられることから、ケースバイケースで柔軟に判断しつつ法令名を明記することを許容すべきであるとす意見が多数であった。

また、例規の注書きは、例外的取扱いを限定列挙したわけではないと考えられることから、様々なケースにおいて紛れを回避するために法令名を明記することができるよう、ある程度幅をもって柔軟に考えるべきとする意見もあった。さらに、附則における他法令改正がある場合について、例規の注書きで「本則又は附則で多数の法律を改正している場合」と記載されている「多数」の判断基準は明確ではなく、附則における被改正法令が一つのケースにおいて、法令名を明記して「改正後のA法（A令）第〇条」としたとしても問題はないのではないかとする意見もあった。

別々の項又は条で条項を引用するケース、一部改正法令又は整備令（経過措置令）の一部を改正するケース、A法（A令）の法令名を改正する一部改正法令のケースについて特段の意見はなかった。

字句の改正を行った後に、連続する条(項、号等)を繰り下げる(繰り上げる)方式について

(担当 久下調査官)

一 議題

1 字句の改正を行った後に、連続する条(項、号)を繰り下げる場合、次の(1)と(2)の方式が混在しているが、(1)の方式によるべきではないか。

(1) 第九条中「A」を「B」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

(2) 第九条中「A」を「B」に改め、同条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

2 次のような場合にも、(1)の方式によるべきではないか。

(1) 第十条第二号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号中タをレとし、ヨをタとし、又からカまでをルからヨまでとし、リの次に次のように加える。

又

(2) 第十条第二号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号中タをレとし、又からヨまでをルからタまでとし、リの次に次のように加える。

又

二 資料

1 議題 1(1)の例

〔例 1〕

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令四法四六）

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正）

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「第七十一条各号」を「第七十五条各号」に改め、同条を第八十条とし、第七十五条を第七十九条とし、第七十一条から第七十四条までを四条ずつ繰り下げる。

〔例 2〕

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令四法五六）

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第四条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第五号を削り、同項第六号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「賃借権又は使用貸借による」を「同条第一項の」に改め、同条を同項第五号とし、

同項中第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

〔例3〕

○消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令四法五九）

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第二条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「第三十六条第一項又は第六十三条第一項」を「第三十九条第一項又は第六十九条第一項」に改め、同条第四項中「第五十五条及び第八十三条第一項第二号」を「第五十九条及び第八十九条第一項第二号」に改め、同条を第四十七条とし、第四十三条を第四十六条とし、第三十九条から第四十二条までを三条ずつ繰り下げる。

（注）新訂ワークブック法制執務第二版 問一九二（四九三ページ）

繰下げは、原則として「第E条を第G条とする」という方式により、「第E条を二条繰り下げる」等の方式はとらない。しかしながら、字句の改正を行うことなく連続する四以上の条、項又は号を繰り下げる場合には、「第E条を第G条とし、第B条から第D条までを二条ずつ繰り下げる」というように、最後尾のものについては原則どおりの繰下げを行い、その前の三以上の条、項又は号については一括して繰下げを行う。

2 議題 1(2)の例

〔例 4〕

○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平二八法三九）

第二条 漁船損害等補償法の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「第十六条第六項」を「第十四条第六項」に改め、同条を第十四条とし、第七条から第二十条までを二条ずつ繰り上げる。

〔例 5〕

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平二八法五四）

第七条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

〔例 6〕

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平二八法五九）

第二条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「附則第十一条」を「附則第三条」に改め、同条を附則第四条とし、附則第十三条から第十六条までを八条ずつ繰り上げる。

〔例7〕

○法務省組織令の一部を改正する政令（令二政八〇）

第五十二条の見出しを「（訟務支援課の所掌事務）」に改め、同条中「訟務支援管理官」を「訟務支援課」に改め、第一章第二節第三款第七目中同条を第五十三条とし、第四十八条から第五十一条までを一条ずつ繰り下げる。

3 議題2(1)の例

〔例8〕

○放送法の一部を改正する法律（令元法二三）

第二十九条第一項第一号ノ中「キ」を「ノ」に改め、同号ノを同号オとし、同号中キをノとし、ウをキとし、ムをウとし、同号ラ中「第二十条第十四項」を「第二十条第十八項」に改め、同号ラを同号ムとし、同号中ナをラとし、カからネまでをヨからナまでとし、同号ワ中「実施基準」の下に「及び同条第十三項に規定する実施計画」を加え、同号ワを同号カとし、同号中ヲをワとし、チからルまでをリからヲまでとし、同号ト中「トに」を「チに」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「の業務報告書」を「に規定する業務報告書」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画(第七十条第一項及び第二項において単に「中期経営計画」という。)

〔例9〕

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令元法七一)

(金融商品取引法の一部改正)

第二十五条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項第一号ヨ中「カ」を「ヨ」に改め、同号中ヨをタとし、カをヨとし、又から
ワまでをルからカまでとし、リの次に次のように加える。

又 株式交付

〔例10〕

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令(令三政一〇九)

第三条第一号中へからリまでを削り、同号又中「第三号(13)」を「第三号(8)」に改め、同号又を同号へとし、同号ル中「ヌ」を「へ」に改め、同号ルを同号トとし、同号ヲを同号チとし、同号ワ中「ヲ」を「チ」に改め、同号ワを同号リとし、同号中カをヌとし、ヨをルとし、同条第三号中(7)から(11)までを削り、(12)を(7)とし、(13)から(27)までを(8)から(22)までとし、同号(28)中「(12)から(27)まで」を「(7)から(22)まで」に改め、同号(28)を同号(23)とし、同号中(29)を(24)とし、(30)から(32)までを(25)から(27)までとし、同号(31)及び(32)を「(26)及び(27)」に改め、同号(33)を同号(28)とし、同号中(34)を(29)とし、(35)から(41)までを(30)から(36)までとし、(42)を削り、(43)を(37)とする。

〔例11〕

○金融庁組織令の一部を改正する政令（令四政二四二）

第五条第一項第一号ニ中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」及び「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同号ト及びチを削り、同号リ中「第二十一条第一項第十号」を「第二十一条第一項第八号」に改め、同号中リをトとし、又をチとし、ルからラまでをリからネまでとし、同号ム中「第二十条第一項第一号チ」を「第二十条第一項第一号ヘ」に改め、同号中ムをナとし、ウをラとし、キ及びノを削り、同号オ中「第十九条第一項第六号ハ」を「第二十三条第一項第一号リ」に改め、同号中オをムとし、クをウとし、ヤをキとし、マからフまでを削り、コをノとし、エを削り、同号テ中「第十九条第一項第六号ヌ」を「第十九条第一項第六号ロ」に改め、同号中テをオとし、ア及びサを削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「ヨまで、ウからノまで及びクからテまで」を「ワまで、ラ及びウからオまで」に、「第八号及び第十号」を「及び第九号」に、「同項第一号タからナまで、ム、オ、ア及びサ」を「同項第一号カからツまで、ナ及びム」に、「同項第十二号」を「同項第十一号」に、「同項第一号ラ」を「同項第一号ネ」に、「同項第十一号」を「同項第十号」に改める。

4 議題2(2)の例

〔例12〕

○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律

(令三法四九)

第三条 医療法の一部を次のように改正する。

第三十条の四第二項第五号中「ハに」を「ニに」に改め、同号へ中「ホ」を「へ」に改め、同号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療

[例13]

○株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令(令四政二四一)

第三条第二号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号中タをレとし、又からヨまでをルからタまでとし、
リの次に次のように加える。

又 燃料として使用されるアンモニアの製造、輸送、供給及び利用に関する事業

〔令和四年法令整備会議第二回 議題第一号関係議事要旨〕

字句の改正を行った後に、連続する条（項、号等）を繰り下げる（繰り上げる）方式について

（担当 久下調査官）

○ 議事要旨

1 議題 1・2とも、方式を統一することには異論がなかった。

2 (1) 統一するのであれば、次の理由から、(2)の方式を採用することで良いのではないかと意見が複数あった。

① (1)の方式を採用することについての合理性はないのではないか。

② (2)の方式を採用しても紛れはなく、案文の文字数が少なくなり簡素化になるのではないか。

③ 今回の議題第二号において、『第A条中「○○」を「△△」に改め、同条を第B条とする。』のうち「同条（第A条）を第B条とする」改正規定は、施行期日等で「第A条の改正規定」と引用した場合に含まれないという結論になり、その理由が字句改正と条移動は別であるとの考えによることとなる場合には、その考え方との整合性から、(2)の方式で統一する方が良いのではないか。

④ 新旧対照表では条移動はまとめて記されることから、それにあわせた案文にした方が分かりやすく(1)の方式の方が良いのではないか。

(2) 一方、次の理由から、(1)の方式を採用することで良いのではないかと意見があった。

① 条単位で改正することが大原則であるところ、一つの条で字句改正を行い、その条を移動させるときにはまとめて一文で行うこととしているだけであり、「改正規定」の捉え方の問題とは別ではないか。

② 本来、一条ごとに移動させていくべきところ、条が四以上ある場合には、最初の条の移動を頭出しし、それ以降はまとめて良いという、字句改正がないときの便法であると考えられることから、(1)の方式で良いのではないか。

③ 用例は圧倒的に(1)の方式が多いことから、(1)の方式で良いのではないか。

3 結論として、複数の条項号等をまとめて繰り下げ、又は繰り上げる方法は、ワークブックのとおり、字句の改正を行うことなく連続する四以上の条項号等をまとめて移動する場合の方法であるとして、議題1・2とも(1)の方式によってもらうこととした。

一部改正規定の引用の仕方について

(担当 久下調査官)

一 議題

「第A条を第B条とする」改正規定は、「第A条の改正規定」と施行期日等で引用した場合に含まれるか。含まれないという仕切りで統一すべきではないか。

※ 令和元年度法令整備会議第二回議題第三号において、次の議題について検討されている。

議題 ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定を施行期日等で引用する場合の特定

について（A条中「○○」を「△△」に改め、同条を第B条とする。）

両議院法制局における改正規定の捉え方においては、含まれないという考えである。

※ 一部改正規定の引用の仕方について、両議院法制局との主な相違点は、比較表参照。

二 資料

1 (別添一) 令和元年度法令整備会議第二回議題第三号

2 (別添二) 比較表

(別添一)

〔令和元年度法令整備会議第二回 議題第三号関係議事要旨〕

ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定を施行期日等で引用する場合の特定について
(A条中「〇〇」を「△△」に改め、同条を第B条とする。)

(担当 駒井参事官)

○ 議事要旨

検証した(1)から(3)までの規定ぶりについては、出席者の多くの共通認識としては、読み手に誤解されない規定ぶり、すなわち、わかりやすさの観点から規定するべきではないかというものであった。

具体的には、(1)については、「A条の改正規定」には、条移動は含まないという意見がある一方で、条移動も含むと考え(例の二)の「(〇〇)」を「△△」に改める部分に限る。」又は(例の三)の「(同条をB条とする部分を除く。)」とすれば良いのではないかという意見に分かれた。(例の二)を規定することにより、具体的な改正内容がどの施行期日に該当するか読み手にとって明らかであるという利点があるという意見もあった。一方で、(例の二)の規定だと、他にA条中の字句の改正があるのかないのか判然としないことから、(例の三)を採用して字句改正の全てが対象となっている

ことを明らかにした方がわかりやすいのではないかとの意見もあった。

(2) については、これまでの用例も踏まえ、(例の三)の「A条をB条とする改正規定」と規定することが、一番端的な表現であり、適当ではないかという意見が多かった。一方で、(1)において(例の二)の「A条の改正規定(「〇〇」を「△△」に改める部分に限る。)」と規定するのであれば、(2)の場合には(例の二)の「A条の改正規定(同条をB条とする部分に限る。)」と規定することが整合性があるのではないかとの意見もあった。

(3) については、(例の二)や(例の三)では改め文が長くなってしまい、また改正規定を一つの塊として捉えるという考え方においては、(例の一)と規定することが適当ではないかとの考えも示されたが、条移動だけを指す改正規定(A条をB条とする改正規定)がある場合には、誤解がされないように(例の二)又は(例の三)の規定ぶりとするのが適当ではないかとの意見が多かった。

ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定を施行期日等で引用する場合の特定について
(A条中「〇〇」を「△△」に改め、同条を第B条とする。)

(担当 駒井参事官)

一 議題

1 ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定(A条中「〇〇」を「△△」に改め、同条を第B条とする。)を施行期日等で引用する場合の特定については、主に次の三例が見受けられる。

(1) 「A条の改正規定」で字句改正も条移動も含まれるという整理

【最近の例】

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平三〇政二九四)

(土地改良法施行令の一部改正)

第一条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

(略)

第三条の二中「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改め、同条を第四条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、（略）（略）の規定は、公布の日から施行する。

(※附則第一項全体版については(参考一の1)(二三ページ)参照)

(2) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定」と一塊の規定とする整理

【最近の例】

戸籍法の一部を改正する法律（令元法一七）

(略)

第三百三十四条中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は第二百二十条の六第一項の規定による閲覧をし、若しくは同条の規定による証明書の交付を受けた者」を加え、同条を第三百三十六条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五 (略) (略)、第三百三十四条を改め、同条を第三百三十六条とする改正規定(第三百三十四条を改める部分に限る。)及び(略) (略)の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(※附則第一条第五号全体版は(参考一の2(二四ページ)参照)

(3) 「A条の改正規定」及び「A条をB条とする改正規定」とそれぞれを別に扱う整理

【最近の例】

卸売市場法施行令の一部を改正する政令(令元政五五)

附 則

1 (略)

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成三十年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、卸売市場法施行令第一条の改正規定中(略) (略)及び同令第八条を同令第二条とす

る改正規定中「第二条」を「第三条」に改める。

(参考)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平三〇政二九三）

(卸売市場法施行令の一部改正)

第一条 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

(略)

第八条第一項中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項」に、「で同一」を「同一」に、「もの」を「ものであって、」に、「加入する」を「加入しない」に改め、「以外のもの」を削り、同項ただし書中「又は中央卸売市場における卸売の業務」を削り、同条第三項中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第二条とする。

(略)

2 上記一の三例を踏まえ、以下の場合における適当な規定ぶりについて検証したい。

(1) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、字句改正部分のみ指す場合(例えば、附則の施行期日を定める規定において、A条の字句改正は1年以内施行とし、条移動については2年以内施行とするなど施行期日が分かれる場合)には、次のいずれかの規定を用いることが適当と考えられるか。

(例の一)「A条の改正規定」(具体的な例…参考1)

(例の二)「A条の改正規定(A条を改める部分に限る。)」(具体的な例…一の1、参考2(九ページ))

(例の三)「A条の改正規定(同条をB条とする部分を除く。)」(具体的な例…参考3(一〇ページ))

(例の四)「A条を改め、同条をB条とする改正規定(A条を改める部分に限る。)」

(具体的な例…一の2)

(2) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、条移動のみ指す場合には、次のいずれかの規定を用いることが適当と考えられるか。

(例の一) 「A条の改正規定 (A条を改める部分を除く。)」 (類例…一の1)

(例の二) 「A条の改正規定 (同条をB条とする部分に限る。)」 (類例…参考3 (一〇ページ))

(例の三) 「A条をB条とする改正規定」 (具体的な例…一の3、参考4 (一五ページ))

(例の四) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定 (A条を改める部分を除く。)」 (類例…一の2)

(3) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、字句改正、条移動の双方とも指す場合には、次のいずれかの規定を用いることが適当と考えられるか。

(例の一) 「A条の改正規定」

(例の二) 「A条の改正規定及び同条をB条とする改正規定」 (具体的な例…参考4 (一五ページ))

(例の三) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定」 (具体的な例…参考5 (一九ページ))

二 参考資料

(参考1)

○「A条の改正規定」として、A条中の字句改正のみを指している例

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

(平三一政一〇六)

(略)

第十五条の二第二項中「法第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第三項中」の下に「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、を加え、「年月日」を「同項第五号中「法第四十一条第十項」に、「年月日並びにその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「震災特例法」に、「に規定する個人であること」を「と」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同項第六号中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、「同条の」とあるのは「法第四十一条の」と、「同条第十五項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定（「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）及び第十五条の二第二項の改正規定（「法第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第三項中」の下に「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、）を加える部分及び「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項の規定は、平成三十二年十月一日から施行する。

(略)

(注) Super法令Webの改正履歴を確認すると、第十五条の二第二項を同条第五項とする改正規定については、第一条本文に基づき平成三十一年四月一日施行とされており、「第十五条の二第二項の改正規定」には、項移動は含まれていないという整理になっていると考えられる。

(参考2)

○「A条の改正規定（A条を改める部分に限る。）」として、A条中の字句改正のみを指している例

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令元政三一）

(略)

第二条第一項中第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十条の六までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十号の三中「製剤」の下に「。ただし、二（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号の二の次に次の一号を加える。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

(参考 3 | 1)

○「A条の改正規定（同条をB条とする部分を除く。）」として、A条中の字句改正のみを指している例

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

(平一六法八八)

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第一条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

(略)

第二百二十八条の見出しを「(加入者等による振替口座簿に記載され、又は記録されている事項についての請求)」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は当該事項に係る情報電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること」を、「ついても」の下に「、正当な理由があるときは」を加え、第七章中同条を第二百九十九条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を

削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第一百八条、第二百一十一条及び第二百一十三条の改正規定、第一百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二条、第二百六十八条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十八条第一項（同項において準用する第二百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二百六十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九条の表の改正規定（「第一百一十一条第一項」を「第一百一十一条」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第三条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第九十九条の規定、附則第一百二十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十六条の改正規定、附則第二百二十条から第二百二十二条までの規定、附則第二百一十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十

一第七項の改正規定、附則第二百五条の規定並びに附則第二百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(参考 3 | 2)

消費税法施行令等の一部を改正する政令 (平成三〇政一三五)

(消費税法施行令の一部改正)

第一条 消費税法施行令 (昭和六十三年政令第三百六十号) の一部を次のように改正する。

(略)

第十八条第一項第二号中「第十八条の四」を「第十八条の五」に改め、「次項第一号ハ及び」を削り、同条第二項第一号中「この項及び第八項」を「この条及び第十八条の四第一項」に改め、同号イ中「第六項」を「第五項」に、「提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受ける」を「提示する」に改め、同号ロ中「当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類」を「その所持する旅券等に記載された情報」に、「提出する」を「提供する」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「に掲げる要件及び次」を「及びロ」に、「満たして」を「満たし、かつ、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によって包装された」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号イ中「その所持する旅券等を当該市中輸出品販売場を経営する事業者に提示する」を「第一号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす」に改め、同項第五号中「第二号ロに掲げる要件を満たして」を「第二号に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によって包装された」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における第一項第二号及び第二項の規定の適用については、当該資産を消耗品としてこれら」を「輸出品販売場を経営する事業者が次に掲げ

る資産を譲渡する場合には、当該資産を消耗品として前二項、第十二項及び第十三項並びに第十八条の三第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における当該資産
- 二 前項第二号に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法により包装した一般物品（前号に掲げる資産を除く。）

第十八条第五項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 4 第二項第四号又は第五号の規定による書類の提出は、これらの規定に規定する輸出する旨を誓約する電磁的記録（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六項及び第十四項において同じ。）（当該書類の記載事項を記録したものに限る。）の提供によつてすることができる。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中消費税法施行令第十八条第五項の改正規定（同項を同条第三項とする部分を除く。）及び附則第三条の規定 平成三十年七月一日

(参考 4-1)

○「A条の改正規定」及び「同条をB条とする改正規定」と、A条中の字句改正とA条の条移動をそれぞれの改正規定として指している例

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平二三法一六）

(略)

第六十六条中「前三条」を「第六十三条から前条まで」に改め、同条を第六十七条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 目次の改正規定（「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分を除く。）、第五条第四項の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の改正規定、第十二条の四の改正規定、第二章中同条を第十二条の六とし、第十二条の三の次に二条を加える改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定、第二十八条の改正規定、第四章の章名

の改正規定、同章中第四十六条の次に三条を加える改正規定、第六十三条に一号を加える改正規定、第六十四条の改正規定、第六十六条の改正規定、同条を第六十七条とする改正規定、第六十五条の改正規定（第二十八条の二第一項に係る部分を除く。）、第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に一条を加える改正規定、本則に二条を加える改正規定、第六章を第七章とする改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十六条の改正規定、第六十一条の改正規定及び第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び附則第十九条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(参考 4 | 2)

所得税法等の一部を改正する法律(平成三一法六)

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二百三条の四中「前条」を「第二百三条の三(徴収税額)」に改め、同条第二号中「公的年金等の定義」を「雑所得」に、「とき。」を「とき」に改め、同条を第二百三条の五とする。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五 (略)

六 次に掲げる規定 平成三十二年一月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第八十三条の二第二項の改正規定、同法第八十五条第二項の改正規定、同法第二百一十一条第三項の改正規定、同法第七十六条第三項の改正規定、同法第八十条の二第三項の改正規定、同法第八十六条の次に一条を加える改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十条第二号ニの改正規定、同法第九十八条第二項の改正規定、同法第二百三

条の三の改正規定、同法第二百三条の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第四編第三章の二中同条を第二百三条の七とする改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同条を同法第二百三条の六とする改正規定、同法第二百三条の四の改正規定、同条を同法第二百三条の五とする改正規定、同法第二百三条の三の次に一条を加える改正規定、同法別表第二の備考の改正規定、同法別表第三の備考の改正規定及び同法別表第四の備考(一)(2)の改正規定並びに附則第五条及び第九条から第十一条までの規定

ロ・ハ (略)

七(十七) (略)

(参考5-1)

○「A条を改め、同条をB条とする改正規定」として、A条中の字句改正とA条の条移動をともに指している例

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平二八政三六〇）

(略)

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第二条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

(略)

第一条中地方税法施行令附則第三十四条を改め、同条を同令附則第三十五条とする改正規定及び同令附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定を削る。

(略)

(※参考)

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平二八政一三三）

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第三十四条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項第一号及び第二項第一号中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「第四百四十七條第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第七項第一号及び第八項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項中「附則第三十二条第一項」を「附則第三十四条第一項」に改め、同条第十項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第三十五条とする。

(参考 5 | 2)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令 (令元政二六)

(略)

(住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令 (平成三十一年政令第五百五十二号) の一部を次のように改正する。

(略)

第一条のうち、住民基本台帳法施行令第三十条の三十一を改め、同条を同令第三十条の二十一とする改正規定中「中」に読み替えるものを削り、同条を削り、同令第四章の二を同令第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の十四に係る部分に次のように加える。

(略)

(※参考)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平三一政一五二）

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十条の三十一中「に読み替えるもの」を削り、同条を第三十条の二十一とする。

（略）

(参考一の1)

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平三〇政二九四）

(略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、第四十八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第四十八条の四の二の改正規定（「第三条の二」を「第四条」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の五、第四十八条の六及び第四十八条の九から第五十条までの改正規定、同令第五十条の二の十一の次に一条を加える改正規定、同令第五十二条、第五十二条の二第四項及び第五十三条第二項の改正規定、同令第五十三条の十三を同令第五十三条の十五とし、同令第五十三条の十二の二を同令第五十三条の十四とし、同令第五十三条の十二の次に一条を加える改正規定、同令第七十二条第一項第一号、第七十二条の二、第七十二条の三、第七十二条の六、第七十三条及び第七十八条第一項第一号から第四号までの改正規定並びに同令附則第二条及び第三条の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(参考一の2)

戸籍法の一部を改正する法律(令元法一七)

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五 第二百二十条の次に七条を加える改正規定、第二百二十四条の改正規定(「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。)、第二百二十八条から第三百三十条までの改正規定、第三百三十七条を改め、同条を第三百三十九条とする改正規定(第三百三十七條を改める部分に限る。)、第三百三十四條を改め、同條を第三百三十六條とする改正規定(第三百三十四條を改める部分に限る。)、及び第三百三十三條を改め、同條を第三百三十五條とする改正規定(第三百三十三條を改める部分に限る。)、並びに附則第七條から第十條まで及び第十四條(前号に掲げる部分を除く。)の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(別添二) 比較表

閣法における一部改正規定の引用の仕方

●改正規定の捉え方

規則として規定されたものはない。

※ 新訂ワークブック法制執務 第二版 問一
五八(四〇一ページ)
改正規定については、「第〇条の改正規定」という単純なものほか、「第〇条の次に×条を加える改正規定」、「第〇条を削る改正規定」、「第〇条を改め、同条を第△条とする改正規定」というように、改正対象となるB法(A法の一部を改正する法律)の改正規定の文言に沿った形で指示をする。

衆議院法制局

●改正規定の捉え方(四類型)

改正規定を特定する際には、原則として、原(法律)案の表現をできるだけそのまま用いて特定する。

改正規定をもっとも細かいレベルで捉える場合、原則、「・・・中」で区切られる部分を一の改正規定とみることができ。ただし、より上位のレベル(項であれば条、号であれば項や条)でくくることもできる。

(1) 「・・・の改正規定」
条項中の字句の改正又は条項の全部改正を行う改正規定

(2) 「加える改正規定」

参議院法制局

●改正規定の捉え方(五類型)

改正規定の特定は、条名で、かつ、条単位で行うことを原則とする。通常、条単位で行われる段落を一の改正規定とみることができ。

修正は、段落の順に、かつ、段落単位に行うのを原則とする。同一の条の改正規定の段落が複数ある場合は、その全ての段落を包含するものとする

改正が項・号等一箇所の場合は、条以下の単位を適宜表示して特定してもよい。この場合、改正規定に表示されている項・号等の単位まで全て表示する必要はない。

(1) 規定中の字句の改正「・・・の改正規定」
既存の法律の規定中の字句の手直し
ア 字句の置き換え(「〇〇」を「△△」に改める)
イ 字句の追加(「〇〇」の下に「〇〇」を加える)
ウ 字句の削除(「〇〇」を削る)
(2) 規定の全部改正「・・・の改正規定」
既存の法律中の規定をそっくり入れ替える改正
(3) 規定の追加「・・・加える改正規定」

閣法における一部改正規定の引用の仕方

衆議院法制局

参議院法制局

● 具体的表現

○ 条立てによる改正又は附則における他法改正において、法律名を表示している。

※「第一条のうち○○○法第三条の改正規定中」として

※ 新訂ワークブック法制執務 第二版 問一 五八（四〇二ページ）

「(附則) 第□条のうちA法第○条の改正規定中「○○」を「××」に改める」などとする。ここで、「(附則) 第□条のうち」といえばA法の一部改正に係るものであることは明らかであるが、やはり「第○条」は題名と一緒にした「A法第○条」として捉えることとされており、「A法」という字句は省略しない。

○ 「……に係る部分」の表現を使用している。

新たに条項を加える改正規定

(3) 「削る改正規定」

条項を削る改正規定

(4) 「第○条を第△条とする改正規定」

条項を移動する改正規定

● 具体的表現

○ 条立てによる改正又は附則における他法改正において、法律の題名を表示することを原則としつつ、「当該法律の題名が長い場合その他法律の題名を表示することが著しくはんさである場合」には題名を表示しないことができる。

○ 「……に係る部分」の表現は使用しない。

既存の法律中に新たな規定を挿入する改正

(4) 規定の削除「……削る改正規定」

既存の法律中の規定を削る改正

(5) 規定の移動「第○条を第△条とする改正規定」

条・項・号を移動させる改正

● 具体的表現

○ 条立てによる改正又は附則における他法改正においては、法律名を表示しない。

※「第一条中○○○法第△条の改正規定」とはしない。

○ 「……に係る部分」の表現は使用しない。

<p>閣法における一部改正規定の引用の仕方</p>	<p>衆議院法制局</p>	<p>参議院法制局</p>
<p>○ 改正規定の次に新たな改正規定を加える場合</p> <p>※ 「改正規定の次に次のように加える。」と表現しているものが多い。</p> <p>※ 新訂ワークブック法制執務 第二版 問一 五八（四〇二ページ）</p> <p>改正規定を加える場合は、「・・・改正規定の次に次のように加える」とした上で追加すべき改正規定を書く。</p> <p>○ 直前の「改正規定」という文言を受ける表現</p> <p>※ 「同改正規定」と受けている。</p>	<p>○ 改正規定の次に新たな改正規定を加える場合</p> <p>* 改正規定の次に次のように加える。</p> <p>○ 直前の「改正規定」という文言を受ける表現</p> <p>※ 原則として「同改正規定」では受けず、「同条の改正規定」等とする。「同改正規定」の文言を用いている閣法等に対する修正案を立案する場合には、原（法律）案との整合性</p>	<p>○ 改正規定の次に新たな改正規定を加える場合</p> <p>* 改正規定の次に次の改正規定を加える。</p> <p>○ 直前の「改正規定」という文言を受ける表現</p> <p>※ 「同改正規定」と受ける。</p>

* 第〇条のうち・・・五条を加える改正規定のうち第▲条に係る部分中・・・

* 第〇条のうち・・・五条を加える改正規定（第▲条に係る部分に限る。）中・・・

※ 新訂ワークブック法制執務 第二版 問一 五八（四〇二ページ）

「第〇条の次に×条を加える改正規定のうち第△条に係る部分」といった指示の仕方をすることもある。

* 第〇条のうち・・・五条を加える改正規定のうち第▲条中・・・

* 第〇条のうち・・・五条を加える改正規定のうち第▲条中・・・

<p>閣法における一部改正規定の引用の仕方</p>	<p>衆議院法制局</p>	<p>参議院法制局</p>
<p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改める。</p> <p>(表現) この改正対象のみの場合には、「第三条第一項の改正規定」と表現しているものが多いと考えられる。</p> <p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改め、「△△」の下に「▲▲」を加え、同条第二項中「××」を削り、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>(表現) 第三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定」と表現しているものが多いと考えられる。</p>	<p>も考慮して、「同改正規定」の文言を用いてもよい。</p> <p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改める。</p> <p>(表現) 第三条第一項の改正規定</p> <p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改め、「△△」の下に「▲▲」を加え、同条第二項中「××」を削り、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>(表現・原則) 第三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定</p> <p>(表現・許容) 第三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定</p>	<p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改める。</p> <p>(表現・原則) 第三条の改正規定</p> <p>(表現・許容) 第三条第一項の改正規定</p> <p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改め、「△△」の下に「▲▲」を加え、同条第二項中「××」を削り、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>(表現) 第三条を改め、同条の次に一条を加える改正規定</p>
<p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改め、「△△」の下に「▲▲」を加え、同条第二項中「××」を削り、同条を第四条とする。</p> <p>(表現) 第三条の改正規定及び同条を第四</p>	<p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改め、「△△」の下に「▲▲」を加え、同条第二項中「××」を削り、同条を第四条とする。</p> <p>(表現・原則) 第三条第一項の改正規定、同</p>	<p>○〔改正対象〕 第三条第一項中「○○」を「●●」に改め、「△△」の下に「▲▲」を加え、同条第二項中「××」を削り、同条を第四条とする。</p> <p>(表現) 第三条を改め、同条を第四条とする</p>

<p>閣法における一部改正規定の引用の仕方</p>	<p>条とする改正規定」と表現している ものが多いと考えられる。</p>	<p>○ 第三条の改正規定、第四条の改正規定、第七 条の改正規定が連続して存在している場合 (表現) 「第三条の改正規定、第四条の改正規 定及び第七条の改正規定中」と表現し ていると考えられる。</p>
<p>衆議院法制局</p>	<p>条第二項の改正規定及び同条 を第四条とする改正規定 (表現・許容) 第三条の改正規定及び同条を 第四条とする改正規定</p>	<p>○ 第三条の改正規定、第四条の改正規定、第七 条の改正規定が連続して存在している場合 (表現) 「第三条の改正規定、第四条の改正規 定及び第七条の改正規定中」</p>
<p>参議院法制局</p>	<p>改正規定</p>	<p>○ 第三条の改正規定、第四条の改正規定、第七 条の改正規定が連続して存在している場合 (表現) 「第三条の改正規定から第七条の改正 規定まで中」</p>

〔令和四年法令整備会議第二回 議題第二号関係議事要旨〕

一部改正規定の引用の仕方について

(担当 久下調査官)

○ 議事要旨

1 (1) 「第A条の改正規定」としたときに「第A条を第B条とする」改正規定を含むとも読めることから、令和元年度法令整備会議第二回議題第三号における議事要旨のとおり、読み手に誤解されない規定ぶりにすることで良いのではないかとの意見があった。

(2) 一方、「第A条の改正規定」としたときに「第A条を第B条とする」改正規定を含むとは読めず、両議院法制局においても同様の考えであり、その考えと異なる考えとする理由もないことから、「第A条の改正規定」には「第A条を第B条とする」改正規定は含まれないと整理とすることで良いのではないかとの意見があった。

2 「第A条の改正規定」には「第A条を第B条とする」改正規定は含まれないという整理とした場合には、衆議院法制局が原則とする表現は細かすぎることから、同局が許容としている表現で良いのではないかとの意見があった。また、「第A条の改正規定」には「第A条を第B条とする」改正規定は含まれないという整理とした場合でも、読み手に誤解されないよう念のために「第A条の改正規定（同条を第B条とする部分を除く。）」などと規定して良いのではないかとの意見があったが、これに対しては、

反対解釈のおそれがあるのではないか、含まれないものを除くことはできないのではないかとの意見があった。

3 結論として、「第A条を第B条とする」改正規定は、「第A条の改正規定」と施行期日等で引用した場合には含まれないという整理によってもらうこととした。なお、具体的表現については、この議題の射程外であるところ、当該整理によった上で、その場面で引用したい改正規定を適切に特定できる具体的表現を採用する必要がある。

指定法人、登録法人等の制度設計のメルクマールについて

（担当 松谷・衣斐・永田・澁谷参事官、吉川参事官補）

一 議題

1 指定等法人の分類に関する事項

（一）指定等法人の既存の分類について

（1）指定法人及び登録法人（以下「指定等法人」という。）は、特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政庁により指定された民法上の法人と一般的に理解されている（塩野宏「法治主義の諸相」（有斐閣・二〇〇一）四五二―四五二ページ）。

（2）指定等法人の種類としては、①行政事務代行型、②民間活動活用型に分けられ、後者は更に a 行政事務補助型（ある行政作用法の目的を円滑に達成するために民間の活動を利用するもの）と、b 民間助成型（公益性は認められる民間の活動の円滑な推進を図るもの）に分けることができる。とされている（塩野宏「法治主義の諸相」（有斐閣二〇〇一）四五四―四五七ページ）。

ただ、このような分類から、指定等法人にかかる法律の規定の在り方を演繹的に導き出すことが難しいことから、近時に立法された指定等法人に関する規定を比較・分類し、一定の立法の形式を把握することが、今後の指定等法人に関する法制を行う上で有効であると考えられるのではないか。

(二) 近時の立法例を参考にした分類について

(1) 近時の立法例を指定等法人の果たす機能に応じて分類すると、①情報・サービス提供型（特定の団体に情報や専門知識を集約させ、提供させるタイプ）、②試験・講習型（特定の技能等について認証したり、教授したりするタイプ）、③自主的解決促進型（民間団体による自主的な紛争解決を促すタイプ）、④資産管理・事業型（特定の資産の管理や運用を行うタイプ）に大別することができるとはいえないか。

(2) ①情報・サービス提供型では、業務規程の認可、帳簿の存在、委託規制の不存在、監督、指定等の取消、秘密保持、立入検査の規定について共通性が認められる。他方、業務の規定の仕方、事業計画、休廃止、指定等取消後の継続性、役員を選任解任、両罰規定については各法律で対応が異なっている。

②試験・講習型では、多くの規定で共通性が認められる一方、両罰規定において各法律で対応が異なっている。

③自主的解決促進型では、比較的多くの規定で共通性が認められる一方、業務の規定の仕方、業務規程、休廃止、秘密保持の規定において各法律で対応が異なっている。

④資産管理・事業型でも、比較的多くの規定で共通性が認められる一方、指定等の要件、休廃止、帳簿の規定において各法律で対応が異なっている。

2 指定等法人の業務に関する事項

(一) 指定等法人の業務規程について

(1) 各法人の業務規程の規定振りについては、以下のパターンがある。

① 必要的記載事項を規定した上で、業務規程の制定・変更を主務大臣認可に係らしめる。主務大臣による業務規程変更命令も発出できる。

② 必要的記載事項を規定した上で、業務規程の制定・変更を主務大臣認可に係らしめる。(業務規程変更命令は規定なし。)

③ 必要的記載事項を規定した上で、業務規程の変更を主務大臣認可に係らしめる。(業務規程の制定は認可事項ではないが、指定申請の際に業務規程の添付義務あり・業務規程変更命令はなし。)

④ 必要的記載事項を規定した上で、業務規程の制定・変更につき主務大臣への業務開始前の届出義務を課す。

⑤ 特段の規定なし。

①は典型的な規定例で、指定法人・登録法人ともに多数見られる。他方、②・③は金融庁所管の指定法人にそれぞれ見られる例外的な規定例。④は指定法人には規定例がないが、登録法人に規定例が見られる(注一)。なお、指定法人・登録法人ともに⑤の規定例なしの場合がある。

(注一) 登録法人で①の規定がある法人の業務は、試験(資格付与)(消費者安全法)など。他方、④の規定がある法人の業務は、検査検定(農産物輸出促進法)や講習(電気通信事業法)など。客観的基準に基づき、登録法人が行う「検査検定」や「研修・講習」のような

業務は、行政代行・代替事務であっても裁量性が低いため事前届出で足りると解釈できるか。他方、登録法人が行う「試験」については、試験プロセスの裁量が比較的付与されている点や、資格という持続的地位を付与する点に重きを置いて指定法人と同様に認可にからしめていると解釈し得るか。

- (2) 基本的には、業務の行政事務の代行・代替性の強さに鑑み、指定法人の場合は①、登録法人の場合は④が典型的な規定振りと位置付けられるのではないか。①の場合、行政事務の代行・代替性が強いことに鑑みれば、基本的に業務規程変更命令も併せて措置しておくべきであり、②は望ましくないのではないか。また、③は、事前に業務規程に対する関係者の意見聴取義務がある等、特別な事情がある場合に限定されるべきではないか。行政事務を代行・代替させるような場合には、⑤は望ましくないのではないか。

(二) 指定等法人の事業計画等について

- (1) 各法人の事業計画等に関する規定振りについては、以下のパターンがある。

① 毎事業年度、事業計画・収支予算の主務大臣等の認可が必要（変更も同様）。また、毎事業年度後、三月以内の事業報告書・収支報告書の主務大臣等への提出が必要。（注二）

（注二）報告については、期限が「二月以内」だったり（「競走実施機関」（モーターボート競走法））、期限の規定が主務省令に委任されていたり（「情報処理センター」（フロン排出抑制法））するほか、貸借対照表や財産目録の提出も併せて求められたり（「競走実施機関」（モーターボート競走法））、提出に加えて公表されたり（「農地中間管理機構」）する。

② 毎事業年度、事業報告書等の主務大臣等への提出が必要。(事前の事業計画・収支予算については特段の規定なし。)(注三)

(注三) 「認定金融商品取引業協会」(金商法)については、事業報告ではなく毎日の主務大臣への市況報告が義務付けられている。

③ 特段の規定なし。

①は指定法人に見られる典型的な規定例であるが、登録法人には規定例が見当たらない。②は、自主規制機関や苦情紛争処理機関といった自主的解決促進型の金融庁所管の指定法人に規定例が見られる。③の規定なしは、登録法人に例が見られるが、指定法人でもこの例がある。

(2) 行政事務を代行・代替させる場合で、情報・サービス提供型や資産管理・事業型の法人の場合など、法人の業務内容を定期的に行政が監督する必要がある場合には、①の規定が求められるか。逆に、行政事務を代行・代替させる場合でも、自主的解決促進型のような受け身の業務で、業務規程どおり遂行していれば事業年度ごとの計画策定・認可などの監督は必要ないと考えられる場合には、②のように事後報告のみで規定は十分と言えるか。また、登録法人のように行政事務の代行・代替性の低い場合には、③のように事業計画・報告とも規定を要しないか。指定法人でも「検査検定」や「研修・講習」など客観的基準に基づき行う業務で裁量性が低いような場合には、③が有り得るか。

(三) 指定等法人の業務の休廃止について

(1) 各法人の業務の休廃止に関する規定振りについては、以下のパターンがある。

①業務の休廃止につき、主務大臣の許認可に係らしめる。主務大臣は許認可をした場合はその旨公示しなければならない。

②業務の休廃止につき、主務大臣の許認可に係らしめる。公示については特段の規定なし。(注四)

(注四) 災害等のやむを得ない場合には届出制とするものもあり(「金融分野の指定紛争解決機関」(金商法)、「指定信用情報機関」(貸金業法))。なお、この場合、告示・公告の義務はないが関係者への通知義務が規定されている。

③業務の休廃止につき、主務大臣への事前届出を義務付ける。主務大臣は届出があった場合はその旨公示しなければならない。

④特段の規定なし。

①は指定法人に見られる典型的な規定例で、登録法人にも規定例が見受けられる。②は、指定法人に規定例が見られる(なお、この点、指定時の公示・公告と規定が連動しているのではとの疑念が生じ得るが、指定時の公示・公告については②の例の法人についても規定されており、規定が連動しているわけではない)。③は登録法人に見られる規定例で、指定法人には規定例が見られない。④は、指定法人に例が見られる(そもそも休廃止が想定されていないと思われる例(アイヌ施策推進法)もあり)。

(2) 行政事務を代行・代替させる限りにおいて、その休廃止につき基本的には①の規定を措置すべきではないか。この際、公示・公告についても、業務の休廃止が公に分かるよう基本的には措置すべきであり、②は望ましくないのではないか。また、業務休廃止の事前届出制(③)については、試

験・講習型で登録法人が客観的基準に基づく検査検定や研修・講習といった裁量性の低い業務を行うような場合には、許容されるか。また、行政事務を代行・代替させる場合には、元々存在していた民間法人を後追いで指定するような場合で当該法人の休廃止が想定されていないような例外的な場合もあり得ようが、基本的には⑤の規定なしは避けるべきではないか。

(四) 指定等法人の業務の継続性担保について

(1) 各法人の業務の継続性担保に関しては、以下のような規定例がある。

① 主務大臣等による代執行を規定

② 業務移転命令を措置

③ 業務の承継の規定を措置

①は指定法人・登録法人の業務に関しそれぞれ規定例がある。②は金融庁所管の指定法人の業務に関し規定例が見られる。③は、指定法人につき、指定の取消し等の場合に併せて、経過措置として規定される例が多数見られる。

(2) 業務の継続性担保に関する措置については、業務を民間法人に委託しつつも、その継続性を担保したい際に措置されるものと考えられる。試験・講習型の法人でその業務が客観的基準に基づき行う裁量性の低いもので、行政庁による代執行が可能と思われるような場合は、①の規定が適当と言えるか。また、情報・サービス提供型の法人でその事業内容が専門性が高い場合において、指定法人が複数あることが想定されるときには、②の業務の移転命令の措置が適当か。他方、指定法人が一者であることが想定されているときには、指定の取消し等の場合における業務の連続性を担保す

るための経過措置として③の承継の措置が適当か。

(五) 指定等法人の帳簿の備付け等について

- (1) 帳簿の備付けを始めとする書類保存については、以下のような規定例がある。(①・②と、③と、④はそれぞれ別々に規定されているケースあり。)
 - ① 主務省令で定める事項を記載した帳簿の備付け、保存を規定
 - ② 帳簿の備付けは規定せず、主務省令で定めるところによる業務記録の作成、保存を規定
 - ③ 毎事業年度三月以内の財務諸表等の作成、五年間の備付けを規定
 - ④ 会員・加入者等名簿の公衆縦覧を規定
 - ⑤ 特段の規定なし。
- ①は指定法人・登録法人ともに典型的な規定例として見られる。②については、金融庁所管の指定法人に規定例が見られる。(なお、②の規定例を持つ法人の立入検査規定では、「帳簿書類」との表現が用いられている。)③は登録法人に典型的な規定例が見られるが、指定法人には規定例が見られない。④は金融庁所管の業界関係者を対象とする情報・サービス提供型の指定法人に規定例が見られる。⑤については、指定法人・登録法人ともに規定なしの例がある。
- (2) 業務に関する記録作成・保存については、記録は作成するだけでなく体系的な保存が求められることや、立入検査規定で「帳簿書類」との表現を用いていることから、基本的には②ではなく①の例で規定すべきではないか。また、③の財務諸表等の作成については、指定法人と異なり事業計画認可や事業報告提出の義務が課せられていない登録法人について、必要に応じて措置すべき規定

と位置付けられるか。④については、利用者として会員や業界関係者が想定されている情報・サービス提供型の法人の場合に措置すべき規定と位置付けられるか。⑤については、行政事務を代行・代替させる場合には、業務に係る記録作成・保存は基本的には規定すべきではないか。

(六) 指定等法人の業務の委託規制について

- (1) 各法人とも業務内容の概要を法律により規定しているが、業務内容によっては、業務の委託制限・禁止等についても規定している場合がある。

委託規制については、「委託してはならない」という禁止規定と、「(主務大臣の承認を受けて)委託することができるとする、できる規定の二通りがある。なお、委託のできる規定については、再委託や再々委託まで定めている規定例もある。他方で、委託規定がない例もあるが、この場合、指定等の対象となる業務について委託が可能か否かについては、常識的な解釈として、業務の一部委託が全く禁じられているとは言えないであろうが、業務の全てを委託することが想定されているとは思えず、その境界には曖昧さが残ろう。(注五)

(注五) 委託規制をめぐる過去の法令整備会議の議論については、「法令整備会議関係資料集(二二)」「(五14(一三) 特殊法人の設立根拠法における業務の委託に関する規定について(昭四九・七・三一)(二九四ページ))」を参照。当時の議論の結論としては、「(特殊法人の業務の委託規定について)従来の規定振りが十分明快であるとはいえないとしても、改める必要はないものとされた。」とある。

- (2) 指定等の対象業務については、特に実施者の制限が必要と思われる業務については、委任に関する

る規定を設けるのが望ましいのではないか。(委託規定を置かない場合には、指定の取消し等で対処することになるが、逆に言えば取消し等で十分対処できる場合であれば委託規定をあえて置く必要がないとも考えられるか。)なお、委託規定を置く場合、禁止規定とするのかできる規定とするかは、業務の性質に鑑み、委託を原則禁止と位置付けるのか、主務大臣の承認の下委託は可能と位置付けるのか次第であると言えるか。

(七) 指定等法人の監督命令・業務改善命令等について

(1) 指定法人については、監督命令が規定されている例が多いが、監督命令の代わりに業務改善命令が規定されている例もある。登録法人については、適合命令と改善命令が二段構えで規定されている例が多いが、適合命令のみ規定されている例もある。また、指定法人についても、適合命令と改善命令の二段構えで規定されている例がある。

(2) 指定法人については、基本的には指定に伴う行政監督の必要性を重視して、監督命令を規定すべきではないか。なお、自主解決促進型の法人の場合で、事業計画の策定・事前認可を求めず事後報告のみ求めているような、法人の自主性を重視して行政監督というよりも業務委託形式に近い位置付けと考えられるような場合には、例外的に業務改善命令の規定もあり得るか。

(3) 登録法人については、登録形式を採用することによる客観的基準への適合性を重視する観点から、適合命令を規定するのが妥当と考えられるか。その上で、必要に応じて更なる措置として改善命令を規定すべきと位置付けられるか。また、指定法人につき適合命令と改善命令の二段構えで規定するのは、その業務につき客観的基準への適合性が求められる等登録法人の業務に特に類似するよう

な例外的な場面に限られると解するべきか。

(八) 指定等法人の指定等の取消し、業務の制限・停止について

(1) 指定法人・登録法人ともに、①法令違反等に対する指定等の取消しの規定のみを規定する場合、

②取消し規定に加えて一定の期間を定めた上で業務の全部又は一部制限を認める規定（期間については一年内や六月内の上限を規定する場合もある。）を置く場合がある。また、取消しの公告・公示も併せて規定されている。なお、例外的に指定等の取消しの規定がない法人の例もある。

(2) ①の指定等の取消しについては、指定・登録に当然に付随するとの解釈も考えられるが、明確化の観点から指定・登録を措置する際には明示的に規定すべきではないか。また、公告・公示についても、併せて明示的に規定すべきではないか。②の業務制限・停止については、指定・登録対象の業務の性質に応じて必要があれば措置すべきと位置付けられるか。期間の上限については、可能な限り短く措置するのが望ましいか。

3 指定等法人の組織及び人的体制に関する事項

(一) 役員の選任及び解任について

役員の選任及び解任に関しては、主務大臣等の認可に係らしめる規定を置く法人、主務大臣等への届出を求める規定を置く法人、認可も届出も要しない法人のいずれの例もみられるところ、どのような場合に認可を求め、どのような場合には届出とすべきかについて整理できるか。また、役員等の解任命令を規定しているものがあるが、どのような場合に規定しているかについて整理できるか。

この点、指定法人については、指定対象となる法人の要件として当該指定に係る事業を行うことを目的とすることを定めている場合（言い換えれば、当該指定に係る事業を行うための法人が新たに設立されることを想定して指定等法人の制度を設けるものとみられる場合）には、役員の選任及び解任を主務大臣の認可に係らしめる必要性が高くなるのではないか。一方で、そのような定めを置かない場合（言い換えれば、指定に係る事業以外の事業を既に行っている法人が追加的に当該指定に係る業務を行うことを想定して制度を設ける場合）には、当該指定に係る事業以外の事業に対する行政の介入を避ける観点から、役員の選任・解任に行政が介入しないこととすることが適当なのではないか。

なお、指定法人について役員の選任・解任を事後届出としているものは、博覧会協会のみであった。登録法人については、主務大臣の認可に係らしめる例はなく、多くは事後届出も求めていない。登録に係る事業以外の事業に対する行政の介入を避ける観点からは、一般論としては役員の選任・解任について規定を設ける必要はなく、個別の登録制度における必要性に基づき判断すべき事柄と整理できるのではないか。

役員の解任命令権については、選任及び解任を事前認可とする場合には、規定することが適当と整理できるのではないか。

(二) 秘密保持義務について

役員及び職員に秘密保持義務を課す規定を置くもの、置かないものがあるが、どのような場合に規定を置くことが適当かについて整理できるか。

この点については、指定法人であるか登録法人であるかを問わず、情報・サービス提供型及び自主

的解決促進型の指定等法人並びに試験・講習型の指定等法人のうち試験や調査を行うものについては秘密保持義務が規定される傾向がある一方、試験・講習型の指定等法人のうち講習を行うものや、資産管理・事業型の指定等法人には秘密保持義務の規定を置かない傾向があるように見受けられる。指定等に係る業務の内容に照らして、秘密保持義務を課す必要があるかどうかを判断すれば足りるのではないか。

(三) みなし公務員規定について

指定等法人の役員及び職員について、みなし公務員規定を置いているものがあるが、どのような場合に規定を置くことが適当か。

この点については、試験・講習型のうち試験や基準該当性に係る調査、紛争の解決などを行う指定等法人についてはみなし公務員規定が置かれる例が多い一方、情報・サービス提供型の指定等法人についてはみなし公務員規定を置かない例が複数見られることから、その業務が私人の権利義務に直接的な影響を及ぼし得るかどうか、という点で、規定の要否を考えることができるのではないか。

また、モーターボート競走法など、原則として禁止されている事業について指定等を受けた法人に限定して実施を認めるものについては、みなし公務員規定を置くことができると考えられるのではないか。

また、役職員の担当業務に限定なくその全てをみなし公務員規定の対象としているものは、博覧会協会のみであり、一般的には、みなし公務員規定は、指定等に係る業務に従事する役員及び職員に限定して規定すべきものと言えるのではないか。

4 指定等法人に対する報告徴求及び立入検査等に関する事項

(一) 指定等法人に対する報告徴求及び立入検査について

(1) 指定等法人が実施する業務については、当該指定等法人に対する報告徴求及び立入検査（物件の検査及び関係者に対する質問）の規定が定められることが通常であるが、それに加え、指定等法人から業務の委託を受けた者やその他の関係者に対する報告徴求及び立入検査に関する規定が設けられる例も存在する。

指定等法人に対する報告徴求及び立入検査についての規定を設ける場合に、当該指定等法人をその対象とすることは当然であるが、当該指定等法人から委託を受けた者やその他関係者に対する報告徴求及び立入検査を定めることの適否についてはどのように考えるべきか。

(2) 指定等法人の営業所等への立入検査については、多くの法令において主務大臣等はその権限を付与している一方で、あえて立入検査に関する規定を設けていない例も存在する（注六）。立入検査については指定等法人に対する権利制限の程度が大きいものと考えられることを踏まえ、主務大臣に立入検査権限を付与するか否かを検討するに当たってはどのような事項を考慮すべきか。

（注六）資料四の2参照。ただし、これらの立法例においては、当該指定等法人が行う業務が「公権力の行使」に該当しないものと整理した上で、立入検査権限までは付与していないものとも考えられる。

(二) 指定等法人がした処分又は不作為についての主務大臣等に対する審査請求について

指定等法人がした処分又は不作為についての主務大臣等に対する審査請求に係る規定については、例えば試験・講習型に分類される指定等法人の事務について定めた法律を見ても、これを設ける例と設けない例の双方が存在する（資料四の3参照）。このような規定を設けるか否かは、指定等法人が行う業務の内容や当該指定等法人の行為が行政処分に当たるか否か等によるものとも考えられるが、このような規定の要否を検討するに当たりどのような事項に留意すべきか。

(三) 指定等法人の法違反行為に対する罰則について

(1) 指定等法人による監督命令等違反等の法違反行為については何らかの罰則が設けられることが通常であると考えられるが、指定等法人の法違反行為の全部又はその一部に対する罰則が設けられていない例も存在する（注七）。これらの法令においては、指定等法人の属性や指定等法人が行う業務の性質に鑑み、監督命令等違反等に対する罰則を設けなかったものとも考えられるが、監督命令等違反等に対する罰則を定めること（あるいは定めないこと）の適否をどのように考えるか。

（注七）資料四の2に掲記した法令においては、指定等法人の法違反行為の全部について罰則が設けられていない。法違反行為の一部について罰則を設けていない例については資料四の4参照。

(2) 指定等法人による法違反行為についての罰則については、①監督命令又はこれに類する命令違反について罰則を設けるか否か（罰則を設ける場合はその法定刑）、②報告拒絶や検査忌避に対する罰則として懲役刑（拘禁刑）を科すか否か、③認可制が採用されている業務規程につき、その不制定や当該業務規程の無断変更について罰則を科すか否かについて立法例が分かっている（資料四の

3 参照)。罰則の有無や法定刑の範囲については、それぞれの法令における規定の趣旨等に照らして個別に判断されるべきものではあるが、類似の法違反行為における刑罰の均衡の観点を考慮する必要があることも否定されないと考えられるところ、指定等法人による法違反行為における罰則の要否及び法定刑の範囲についての在り方をどのように考えるか。

- (3) 指定法人の役員又は使用者が行為者としてした法違反行為については、これを設ける例と設けていない例の双方がある（報告拒否及び検査忌避に係る罰則の両罰規定については資料四の5参照）。
- 両罰規定を設けていない法令については、指定等法人が「行政の代行機関」と整理されることを前提に、当該指定等法人の役員又は使用者による法違反行為について法人処罰規定を設けることは両罰規定の性質になじまないものと理解したものと考えられるが、両罰規定を設けている例も一定数あることを踏まえ、両罰規定を設けることが相当である場合とそうでない場合との関係をどのように理解すべきか。

資料一（議題 1 に関するもの）

1 塩野宏 「法治主義の諸相」（有斐閣・二〇〇二）四五四―四五七ページ

国法が当該法人に行うべき業務を指定する形式からみると、大きく行政事務代行型と民間活動活用型に、後者をさらに行政事務補助型と民間助成型に分かつことができる。

法律が指定法人に業務をすることを指定するに際して、その業務を一旦行政事務としたうえで、これを指定法人をして行わせるという趣旨にうかがわれる立法例がある。これが行政事務代行型指定法人制度である。

ある行政作用法の目的を円滑に達成するため、一般公衆、住民等への啓発業務に指定法人が当たる例がある……。この啓発活動は、事柄の性質からして、当該法律の目的を円滑に達成するため所管の行政機関は当然できるもので、行政機関が行う限りでは行政活動である。しかし、法は、形式的に当該業務を一旦行政事務とすることなく、直接指定法人をして行わせしめている、つまり、民間の活動を利用して行っているのであって、その点で民間活動活用型法人に当たるが、事務の性質からして、行政事務補助型指定法人ということができない。

業務自体に公益性が認められるとき、法は当該事業自体は民間の活動であることを前提としつつも、その活動の円滑な推進をはかるため、指定法人制度を用いることができる。これが、民間活動活用型指定法人のうちの民間助成型指定法人である。

2 情報提供型

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平一三法六四）における「情報処理センター」の指定

○電気通信事業法（昭五九法八六）における「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」の認定

○貸金業法（昭五八法三二）における「指定信用情報機関」の指定

○建築士法（昭二五法二〇二）における「中央指定登録機関」の指定

(一) 指定・登録

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(指定)

第七十六条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

254 (略)

※ 貸金業法及び建築士法も指定法人である。

○電気通信事業法

(認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定)

第一百六条の二 総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務（以下この節において「送

信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務」という。)を行う者として認定することができる。

一〇四 (略)

※ 電気通信事業法は、指定法人ではなく認定法人である。

○建築士法

(指定の基準)

第十条の五 国土交通大臣は、他に中央指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士登録等事務の実施に関する計画が、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の一級建築士登録等事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士登録等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士登録等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十条の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

※ 建築士法は、指定の欠格事由を掲げているが、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、貸金業法及び電気通信事業法においては欠格事由を掲げていない。

(二) 業務

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(業務)

第七十七条 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三十八条第一項及び第四十条第一項の規定による登録に係る事務（次号において「登録事務」という。）を電子情報処理組織により処理すること。

二 登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第三十八条第二項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知並び

に第三十八条第三項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

※ 電気通信事業法においても業務についての規定あり。

○貸金業法

（指定信用情報機関の業務）

第四十一条の十七 指定信用情報機関は、この章の規定及び業務規程の定めるところにより、信用情報提供等業務を行うものとする。

（定義）

第二条

1～14 （略）

15 この法律において「信用情報提供等業務」とは、信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報提供を行う業務をいう。

16～23 （略）

※ 貸金業法においては、業務の内容について定義規定に委ねている。

○建築士法

（中央指定登録機関の指定）

第十条の四 国土交通大臣は、その指定する者（以下「中央指定登録機関」という。）に、一級建

築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務（以下「一級建築士登録等事務」という。）を行わせることができる。

2 中央指定登録機関の指定は、一級建築士登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

※ 建築士法は、指定の規定において業務の内容を規定する。

(三) 業務規程の認可・届出

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(業務規程)

第七十八条 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務（以下「情報処理業務」という。）を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の主務省令で定める事項について情報処理業務に関する規程（次項及び第八十五条第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

※ 業務規程の「認可」、「変更命令」については、貸金業法及び建築士法においても同様の規定あり。

※ 電気通信事業法には規定もなし。

(四) 事業計画・事業報告

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(事業計画等)

第七十九条 情報処理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、情報処理業務に
関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更
しようとするときも、同様とする。

2 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に
し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

※ 建築士法も事業計画の認可の規定あり。

○貸金業法

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第四十一条の二十九 指定信用情報機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に
関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

※ 貸金業法においては、事業報告が義務付けられている。

※ 電気通信事業法には規定なし。

(五) 業務の休廃止の認可・届出

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(業務の休廃止)

第八十条 情報処理センターは、主務大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

※ 貸金業法においても業務の休廃止に認可を要する旨の規定あり。

※ 電気通信事業法には休廃止の規定なし。

○建築士法

(一級建築士登録等事務の休廃止等)

第十条の十五 中央指定登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により一級建築士登録等事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

※ 建築士法においては、休廃止の許可について公示を要する旨の規定あり。

(六) 指定取消し後の継続性

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
規定なし。

※ 電気通信事業法も規定なし。

○貸金業法

(信用情報提供等業務移転命令)

第四十一条の三十四 内閣総理大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定信用情報機関に対し、信用情報提供等業務の全部又は一部を他の指定信用情報機関に行わせることを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第四十一条の十三第一項の規定による指定を取り消し、又はその業務(信用情報提供等業務に限る。)の全部若しくは一部の停止を命ずるとき。

二 第四十一条の三十二第一項の認可をするとき。

三 弁済期にある債務の弁済が信用情報提供等業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四 指定信用情報機関が天災その他の事由により信用情報提供等業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならぬ。

※ 貸金業法においては、休廃止後の事業継続について、他の機関への業務移転命令の規定あり。

○建築士法

(国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等)

第十条の十七 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、一級建築士登録等事務を行わないものとする。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、一級建築士登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

一 第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部を停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により一級建築士登録等事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において国土交通大臣が必要があると認めるとき。

3 国土交通大臣は、前項の規定により一級建築士登録等事務を行い、又は同項の規定により行つていゝる一級建築士登録等事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣が、第二項の規定により一級建築士登録等事務を行うこととし、第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における一級建築士登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

※ 建築士法においては、休廃止後の事業継続について代執行の規定あり。

(七) 帳簿

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(帳簿)

第八十二条 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に

関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

※ 電気通信事業法及び建築士法においても帳簿備付け義務が規定されている。

○貸金業法

(記録の保存)

第四十一条の二十二 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(加入貸金業者の名簿の縦覧)

第四十一条の二十五 指定信用情報機関は、加入貸金業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

※ 貸金業法においては、帳簿の備付け義務はないが、記録保存義務及び名簿縦覧義務が規定されている。

(八) 委託規制

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
規定なし。

※ 電気通信事業法及び建築士法も規定なし。

○貸金業法

(信用情報提供等業務の一部の委託)

第四十一条の十九 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務の

一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、当該委託をした指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、同項に規定する委託を受けた者及び同項の指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

※ 貸金業法においては、委託規制の規定あり。

(九) 監督命令

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(監督命令)

第八十四条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

※ 貸金業法、電気通信事業法及び建築士法においても監督命令の規定あり。

(十) 指定等の取消し

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(指定の取消し等)

第八十五条 主務大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第七十六条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この節の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第七十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

※ 貸金業法、電気通信事業法及び建築士法においても指定取消の規定あり。

(十一) 役員等の選解任

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
規定なし。

※ 電気通信事業法も規定なし。

○建築士法

(役員を選任及び解任)

第十条の七 中央指定登録機関の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十条の九第一項に規定する登録等事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

※ 建築士法においては、選任及び解任の規定を設けている。

○貸金業法

(指定の取消し等)

第四十一条の三十三 内閣総理大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条の十三第一項の規定による指定若しくは第四十一条の十八第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

一〜三 (略)

2 (略)

※ 貸金業法においては、解任の規定のみ設けている。

(十二) 秘密保持義務・みなし公務員規定

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(秘密保持義務)

第八十一条 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

※ 貸金業法及び電気通信事業法においても秘密保持義務の規定あり。

○建築士法

(秘密保持義務等)

第十条の八 中央指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、一級建築士登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 一級建築士登録等事務に従事する中央指定登録機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

※ 建築士法においては、秘密保持義務に加えてみなし公務員規定を設けている。

（十三） 報告及び立入検査

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

（報告及び立入検査）

第八十三条 主務大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※ 貸金業法及び建築士法においても報告及び立入検査の規定あり。

※ 電気通信事業法においては規定なし。

(十四) 罰則・両罰規定

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十一 (略)

十二 第八十一条の規定に違反した者

十三 (略)

第百六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十条の許可を受けず、情報処理業務の全部を廃止したとき。

二 第八十二条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第八十三条第一項又は第九十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

※ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び建築士法には、両罰規定なし。

○電気通信事業法

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十八条第一項(第百十六条第一項において準用する場合を含む。)又は第百十六條の四

の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者

二 第八十五条の十三第二項、第百条第二項（第百三条において準用する場合を含む。）又は第百十六條の六第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 十 （略）

十一 第八十五条の十、第九十六条（第百三条において準用する場合を含む。）又は第百十六條の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十二 十八 （略）

第百八十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第百六十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第八十一条 一億円以下の罰金刑
 - 二 第七十七条、第七十九条、第八十条の二、第八十二条第二号又は第八十五条から第八十八条まで 各本条の罰金刑
- ※ 貸金業法も両罰規定あり。

3 試験・講習型

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令元法五七）における「登録認定機関」の登録
- 介護保険法（平九法一二三）における「指定試験実施機関」の指定
- 介護保険法における「登録試験問題作成機関」の登録
- 消費者安全法（平二一法五〇）における「登録試験機関」の登録
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令三法六〇）における「指定調査機関」の指定

- 特定複合観光施設区域整備法（平三〇法八〇）における「指定試験機関」の指定
 - 電気通信事業法における「登録講習機関」の登録
- (一) 指定・登録

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

（登録認定機関の登録）

第十八条 登録認定機関の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、主務省令で

定めるところにより、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第二十条第一項各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- 二 第三十条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消の日から一年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準）

第二十条 主務大臣は、第十八条第一項の規定により登録を申請した者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

い。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一・二 (略)

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一～四 (略)

3 主務大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

※ 介護保険法（登録試験問題作成機関）、消費者安全法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法においても、欠格事由が規定されている。

※ 電気通信事業法においては、欠格事由の規定なし。

※ 介護保険法（指定試験実施機関）においては、指定の要件及び欠格事由の規定なし。

(二) 業務

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(認定等に関する業務の実施)

第二十三条 登録認定機関は、認定等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならない。

2 登録認定機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により認定等に関する業務を行わなければならない。

(適合施設の認定)

第十七条 (略)

2 (略)

3 登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、登録認定機関が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

4 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、前三項の規定により適合施設を認定したときは、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該適合施設が認定要件に適合していることを確認するものとする。

※ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律においては、業務についての規定あり。

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(指定調査機関による調査)

第十一条 主務大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に第八条第五項(第九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する調査(以下「設計調査」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 5 4 (略)

(プラスチック使用製品の設計の認定)

第八条 プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。

2 ～ 4 (略)

5 主務大臣は、設計認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係るプラスチック使用製品の設計のプラスチック使用製品設計指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。

6 (略)

※ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、介護保険法（指定試験実施機関）、介護保険法（登録試験問題作成機関）、消費者安全法、特定複合観光施設区域整備法及び電気通信事業法においては、業務について規定した独立の規定はなく、指定及び登録の規定や他の規定において業務の内容を規定している。

(三) 業務規程の認可・届出

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(業務規程)

第二十五条 登録認定機関は、認定等に関する業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、認定等に関する業務の開始前に、主務大臣に届出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認定等の実施方法、認定等に関する手数料の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

※ 電気通信事業法も「届出」と規定する。

○消費者安全法

(試験業務規程)

第十一条の十五 登録試験機関は、試験業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）を定め、試験業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めおかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の公正な実施上不相当となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

※ 介護保険法（登録試験問題作成機関）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法においては、業務規程について「認可」とされており、また、業務規程の変更命令も規定されている。

※ 介護保険法（指定試験実施機関）については、業務規程の認可・届出について規定なし。

(四) 事業計画・事業報告

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
規定なし。

※ 介護保険法（指定試験実施機関）、介護保険法（登録試験問題作成機関）、消費者安全法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び電気通信事業法においても規定なし。

○特定複合観光施設区域整備法

(事業計画の認可等)

第六十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定後遅滞なく）、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

※ 特定複合観光施設区域整備法は、事業計画等に認可を要する。

(五) 業務の休廃止の認可・届出

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(業務の休廃止)

第二十六条 登録認定機関は、認定等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

※ 電気通信事業法も同一規定において届出」と「公示」を規定する。

○消費者安全法

(試験業務の休廃止)

第十一条の十六 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(公示)

第十一条の二十六 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十一条の十四の規定による届出があつたとき。

三 第十一条の十六の規定による許可をしたとき。

四 第十一条の二十二の規定により登録を取り消し、又は同条第二項の規定により登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条の規定により内閣総理大臣が試験業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

※ 特定複合観光施設区域整備法も、休廃止について「許可」と規定した上で、消費者安全法と同じく「公示」について別規定を設けている。

※ 介護保険法（登録試験問題作成機関）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律も休廃止について「許可」と規定しているが、「公示」については「許可」と同じ規定に規定されていない。

- ※ 介護保険法（指定試験実施機関）は休廃止の認可・届出について規定なし。
- (六) 指定取消後の継続性

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

（承継）

第二十二条 登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認定機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認定機関の地位を承継する。

2 前項の規定により登録認定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

※ 事業承継の規定を設けるのは農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律のみ。

○消費者安全法

（内閣総理大臣による試験業務の実施）

第十一条の二十五 内閣総理大臣は、登録をしたときは、試験業務を行わないものとする。

2 内閣総理大臣は、登録を受けた者がいないとき、第十一条の十六の規定による試験業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第十一条の二十二の規定により登録を取り消し、又は同条第二項の規定により登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録試験機関が天災その他の事由により試験業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、試験業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

3 内閣総理大臣が前項の規定により試験業務の全部又は一部を自ら行う場合における試験業務の引継ぎその他の必要な事項については、内閣府令で定める。

※ 介護保険法（登録試験問題作成機関）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、特定複合観光施設区域整備法及び電気通信事業法についても、指定取消や休廃止後の事業継続について代執行の規定あり。

※ 介護保険法（指定試験実施機関）においては、規定なし。

(七) 帳簿

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十七条 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作

成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 取扱業者その他の利害関係人は、登録認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二～四 (略)

(帳簿の記載等)

第三十一条 登録認定機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定等に関する業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

※ 介護保険法（登録試験問題作成機関）、消費者安全法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、特定複合観光施設区域整備法及び電気通信事業法についても、帳簿や財務諸表の備付け義務がある。

※ 介護保険法（指定試験実施機関）については、規定なし。

(八) 委託規制

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
規定なし。

※ 試験・講習型においては、規定なし。

(九) 監督命令

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(適合命令)

第二十八条 主務大臣は、登録認定機関が第二十条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認定機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十九条 主務大臣は、登録認定機関が第二十三条の規定に違反していると認めるとき、又は登録認定機関が行う認定等が適当でないと認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定等に関する業務を行うべきこと又は認定等の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

※ 試験・講習型においては、監督命令の規定あり。

(十) 指定等の取消し

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(登録の取消し等)

第三十条 主務大臣は、登録認定機関が第十九条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 主務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又

は一年以内の期間を定めて認定等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ
る。

一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項
又は次条の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十七条第二項の規定による請求を拒んだとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認定機関が、正当な理由がないのに、その登
録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定等に関する業務を開始せず、又は一
年以上継続してその認定等に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければなら
ない。

※ 介護保険法（登録試験問題作成機関）、消費者安全法、プラスチックに係る資源循環の促進等
に関する法律、特定複合観光施設区域整備法及び電気通信事業法においても、指定取消の規定あ
り。

※ 介護保険法（指定試験実施機関）については、規定なし。

(十一) 役員等の選解任

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

規定なし

※ 介護保険法（指定試験実施機関）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び電気通信事業法においても、選解任の規定なし。

○消費者安全法

（試験委員）

第十一条の十八 登録試験機関は、試験委員を選任したときは、遅滞なく、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該試験委員の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

○介護保険法

（役員の選任及び解任）

第六十九条の十五 登録試験問題作成機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験委員の選任及び解任）

第六十九条の十六 登録試験問題作成機関は、第六十九条の十三第一号の試験委員を選任し、又は

解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○特定複合観光施設区域整備法

(指定試験機関の役員を選任及び解任)

第六十一条 指定試験機関は、その役員を選任し、又は解任しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会に申請して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けなかった役員を選任又は解任は、その効力を生じない。

(十二) 秘密保持義務・みなし公務員規定

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(秘密保持義務)

第三十二条 登録認定機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、認定等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

○消費者安全法

(秘密保持義務等)

第六十六条 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

※ 介護保険法（指定試験実施機関）、介護保険法（登録試験問題作成機関）、消費者安全法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法については、
秘密保持の規定のほか、みなし公務員の規定もある。

（十三） 報告及び立入検査

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

（登録認定機関に対する報告の徴収等）

第三十九条 主務大臣は、第五章の規定の施行に必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問について準用する。
（センターによる立入検査等）

第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センタ

ーに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従って第一項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 第三十八条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査及び質問について準用する。

(センターに対する命令)

第四十一条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

※ 試験・講習型においては、報告及び立入検査の規定あり。

(十四) 罰則・両罰規定

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

第四十七条 第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認定機関（当該登録認定機関が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第三十二条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第三十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした登録認定機関（当該登録認定機関が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十六条第一項の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第五十二条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十七条又は前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とす

る場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三条 第四十一条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

※ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び電気通信事業法においても両罰規定あり。

※ 介護保険法（指定試験実施機関）、介護保険法（登録試験問題作成機関）、消費者安全法及び特定複合観光施設区域整備法においては、両罰規定なし。

4 自主的解決促進型

○金融商品取引法（昭二三法二五）における「指定紛争解決機関」の指定

○金融商品取引法における「認定金融商品取引業協会」の認定

(一) 指定・登録

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十六条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。

二 第五十六条の六十一第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 〆ホ (略)

五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである

こと。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第百五十六条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融商品取引関係業者の数の金融商品取引関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

255 (略)

○金融商品取引法【認定金融商品取引業協会】

（認定金融商品取引業協会の認定）

第七十八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融商品取引業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務を行う者として認定することができる。

一 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とすること。

- 二 金融商品取引業者を会員とする旨の定款の定めがあること。
- 三 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 四 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

2 (略)

※ 金融商品取引法においては欠格事由の規定はないが、指定紛争解決機関については、実質的に欠格事由と同内容の規定を設けている。

(二) 業務

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

(定義)

第五十六条の三十八 この章において「指定紛争解決機関」とは、次条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

2～10 (略)

11 この章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

12・13 (略)

(指定紛争解決機関の業務)

第五十六條の四十二 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入金融商品取引関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金融商品取引関係業者をいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（顧客以外の第四十二条第一項に規定する権利者を含む。以下この章において同じ。）又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

※ 金融商品取引法（指定紛争解決機関）においては、業務の内容について定義規定に委ねている。

○金融商品取引法【認定金融商品取引業協会】

（認定金融商品取引業協会の認定）

第七十八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融商品取引業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務を行う者として認定することができる。

一 四 （略）

2 前項の規定により認定された一般社団法人（以下この項及び次条において「認定金融商品取引業協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 金融商品取引業を行うに当たり、この法律その他法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者（会員を所屬金融商品取引業者等とするものに限る。以下この節において同

じ。)に対する指導、勧告その他の業務

二 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 会員及び金融商品仲介業者のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

四 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関する投資者からの苦情の解決

五 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関する紛争の解決

六 第六十四条の七第一項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第二項の規定により行う登録事務

七 会員及び金融商品仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘の適正化に必要な業務のため必要な規則の制定その他の業務

八 投資者に対する広報その他認定金融商品取引業協会の目的を達成するため必要な業務

九 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においては、認定の規定内に業務についての規定あり。

(三) 業務規程の認可・届出

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】
(業務規程)

第五百五十六条の四十四 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 八 (略)

二 六 (略)

七 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

※ 金融商品取引法（指定紛争解決機関）においては、業務規程の変更についてのみ認可が必要

○金融商品取引法【認定金融商品取引業協会】

（業務規程）

第七十九条の三 認定協会は、次に掲げる事項に関する規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第七十八条第二項に規定する業務に関する事項

二 売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）の種類に関する事項

2 認定協会は、当該認定協会の役員又は会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総

理大臣に届け出なければならない。

- ※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においては、業務規程そのものに認可が必要
事業計画・事業報告

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

（業務に関する報告書の提出）

第百五十六条の五十七 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

○金融商品取引法【認定金融商品取引業協会】

（売買高、価格等の報告）

第七十八条の五 認定協会は、内閣府令で定めるところにより、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買に関する銘柄別の毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

※ 事業報告についての規定あり。

- (五) 業務の休廃止の認可・届出

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

（紛争解決等業務の休廃止）

第百五十六条の六十 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規

定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融商品取引関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

※ 金融商品取引法(認定金融商品取引業協会)においては、休廃止の認可・届出について規定なし。

(六) 指定取消後の継続性

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

規定なし。

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においても規定なし。

(七) 帳簿

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

（加入金融商品取引関係業者の名簿の縦覧）

第五十六条の五十三 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引関係業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務）

第八十八条 金融商品取引業者等、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会、第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、証券金融会社、第一百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関、取引情報蓄積機関又は特定金融指標算出者は、別にこの法律で定める場合のほか、内閣府令（投資者保護基金については、内閣府令・財務省令）で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する

る報告を提出しなければならない。

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においても帳簿の作成・保存義務、報告義務の規定あり。

(八) 委託規制

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第五十六条の四十三 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第五十六条の五十第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においても委託規制の規定あり。

(九) 監督命令

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

（業務改善命令）

第五十六条の五十九 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においても監督命令の規定あり。

(十) 指定等の取消し

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

(指定の取消し等)

第一百五十六条の六十一 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するとき
は、第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、
その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・三 (略)

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の規定により第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融商品取引関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨

を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においても指定等の取消しの規定あり。

(十一) 役員等の選解任

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】
規定なし。

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においても規定なし。

(十二) 秘密保持義務・みなし公務員規定

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】
（秘密保持義務等）

第百五十六条の四十一 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第百五十六条の五十第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第百五十六条の四十四第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においては、みなし公務員の規定なし。

(十三) 報告及び立入検査

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

(業務に関する報告書の提出)

第五十六条の五十七 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告の徴取及び立入検査)

第五十六条の五十八 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においても報告・立入検査の規定あり。

（十四） 罰則・両罰規定

○金融商品取引法【指定紛争解決機関】

第九十九条 第七十五条、第七十九条の四、第六十条の六第二項において準用する同条第一項、第六十条の二十第二項において準用する同条第一項、第六十条の二十七（第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十一条（第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第五十五条の九、第五十六条の十五、第五十六条の二十の十二、第五十六条の三十四、第五十六条の五十八若しくは第五十六条の八十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関若しくは取引情報蓄積機関（以下この条において「認可金融商品取引業協会等」という。）、金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引所持株会社の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者、外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の清算参加者若しくは取引情報

蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は認可金融商品取引業協会等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、法人である場合にあつては、その代表者、代理人、使用人その他の従業者）は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百五条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五百五十六条の六十第一項の認可を受けないで紛争解決等業務（第五百五十六条の三十八第十一項に規定する紛争解決等業務をいう。）の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

三 (略)

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第九十八條（第四号の二及び第五号を除く。）又は第九十八條の三から第九十八條の五まで 三億円以下の罰金刑

四 第九十八條の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）又は第九

九十九条 二億円以下の罰金刑

五 (略)

六 第九十八條第四号の二、第九十八條の六第八号、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二百条第十二号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二若しくは第十九号、第二百一条(第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。)、第二百五条から第二百五条の二の二まで、第二百五条の二の三(第十三号及び第十四号を除く。)
又は前条(第五号を除く。) 各本条の罰金刑

2 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者、外国法人である海外投資家等特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者の国内における代表者、信用格付業者の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)、外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である信用格付業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取

引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員、外国金融商品取引清算機関の国内における代表者、証券金融会社の代表者若しくは役員、第一百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）又は特定金融指標算出者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一〇十一（略）

十二 第六十八条第六項、第七十八条の二第二項又は第一百五十六条の五十三の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

十三〇二十七（略）

※ 金融商品取引法（認定金融商品取引業協会）においても両罰規定あり。

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平二五法一〇一）における「農地中間管理機構」の指定

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律（平三一法一六）における「民族共生象徴空間構成施設」の指定

○モーターボート競走法（昭二六法二四二）における「競走実施機関」の指定

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平三〇法四九）における「所有者不明土地
利用円滑化等推進法人」の指定

(一) 指定・登録

○農地中間管理事業の推進に関する法律

（農地中間管理機構の指定）

第四条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあっては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあっては地方公共団体が基本財産の額の過半数を抛出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、農地中間管理機構として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

- 二 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。
- 三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。
- 四 農地中間管理事業以外の事業を行つてゐる場合には、その事業を行うことによつて農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(指定の公告等)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行う事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

2 農地中間管理機構は、その名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地を變更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公告しなければならない。

※ 資産管理・事業型の他の法律も指定法人である。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律
(指定等)

第二十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるも

のを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十七条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

3 5 (略)

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律においては、
欠格事由の規定がある。

(二) 業務

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。

二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第九項において同じ。）を行うこと。

三 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。

四 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。

五 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4、5 (略)

※ 農地中間管理事業の推進に関する法律においては、業務の内容を定義規定に委ねている。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律

(業務)

第二十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九条第一項の規定による委託を受けて民族共生象徴空間構成施設の管理を行うこと。

二 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

三 アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

五 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

※ モーターボート競走法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においても、業務についての規定あり。

(三) 業務規程の認可・届出

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(農地中間管理事業規程)

第八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「農地中間管理事業規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地中間管理事業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇七 (略)

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。

一〇七 (略)

4 農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、その農地中間管理事業規程を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の認可をした農地中間管理事業規程が農地中間管理事業の的確な実施上不適當となつたと認めるときは、農地中間管理機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができるとができる。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及びモーターボート競走法においても業務規程の認可・変更命令の規定あり。

※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、規定なし。

(四) 事業計画・事業報告

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(事業計画等)

第九条 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画においては、その事業年度における農地中間管理事業の目標その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第六条第二項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及びモーターボート競走法においても事業計画等の認可の規定あり。

※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、規定なし。

(五) 業務の休廃止の認可・届出

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(事業の休廃止)

第十四条 農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けなければ、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事が前項の規定により農地中間管理事業の全部の廃止を認可したときは、当該農地中間管理機構に係る指定は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

※ モーターボート競走法においても休廃止の認可・公示の規定あり。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、規定なし。

(六) 指定取消後の継続性

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律

(指定を取り消した場合における経過措置)

第十六条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、都道府県知事がその取消し後に新たに農地中間管理機構の指定をしたときは、取消しに係る農地中間管理機構は、その農地中間管理事業の全部を、新たに指定を受けた農地中間管理機構に引き継がなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における農地中間管理事業に関する所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

- ※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及びモーターボート競走法においても「指定を取り消した場合の経過措置」の規定あり。
 - ※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、規定なし。
- (七) 帳簿

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(帳簿の記載)

第十一条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業について、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

※ モーターボート競走法においても帳簿の備付けの規定あり。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、規定なし。

(八) 委託規制

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(業務の委託)

第二十二條 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の決定その他農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならない。

2 農地中間管理機構は、農地中間管理事業に係る業務（前項に規定する業務を除く。）の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる業務を、その業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する者に委託しようとするときは、この限りでない。

一～三 (略)

3 前二項の規定は、第十九条第一項又は第二項の規定による協力の求めには、適用しない。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律、モーターボート競走法及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、規定なし。

(九) 監督命令

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(監督命令)

第十三条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対し、農地中間管理事業に関する監督上必要な命令をすることができる。

※ 資産管理・事業型の他の法律においても監督命令の規定あり。

(十) 指定等の取消し

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(指定の取消し)

第十五条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

- 二 不正な手段により指定を受けたとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。
- 四 第八条第一項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行ったとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならぬ。

※ 資産管理・事業型の他の法律においても指定等の取消しの規定あり。

(十一) 役員等の選解任

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(役員の選任及び解任)

第七条 農地中間管理機構の役員を選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。
- 二 農地中間管理事業に關し著しく不適當な行為をしたとき。
- 三 農地中間管理事業の実施狀況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその

職務を行わせることが不相当であると認められるとき。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及びモーターボート競走法においても役員を選解任の認可及び解任命令の規定あり。

※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、規定なし。

(十二) 秘密保持義務・みなし公務員規定

○農地中間管理事業の推進に関する法律
規定なし。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においても規定なし

○モーターボート競走法

(役員及び職員の地位)

第三十六条 競走実施業務に従事する競走実施機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

※ モーターボート競走法においては、みなし公務員の規定あり。

(十三) 報告及び立入検査

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(報告徴収及び立入検査)

第三十条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため必要があると認めると

きは、農地中間管理機構に対しその業務若しくは資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、農地中間管理機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理機構から農地中間管理事業に係る業務の委託を受けた者（以下この項及び次項において「業務受託者」という。）に対しその委託を受けた業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、業務受託者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 業務受託者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

4 第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及びモーターボート競走法においても報告及び立入検査の規定あり。

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

（監督等）

第四十九条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

254 (略)

※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、報告のみが規定されている。

(十四) 罰則・両罰規定

○農地中間管理事業の推進に関する法律

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施設の推進に関する法律及びモーターボート競走法においても両罰規定あり。

※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、罰則なし。

資料二（議題２に関するもの）

1 業務規程に係る規定例

① 必要的記載事項を規定した上で、業務規程の制定・変更を主務大臣認可に係らしめる（変更時も同様）。主務大臣による業務規程変更命令も発出できる。

【指定法人の例】

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令三法六〇）

（業務規程）

第十八条 指定調査機関は、設計調査の業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、設計調査の実施方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が設計調査の公正な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

【登録法人の例】

○消費者安全法（平二一法五〇）

（試験業務規程）

第十一条の十五 登録試験機関は、試験業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）を定め、試験業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

2 試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の公正な実施上不適當となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

② 必要的記載事項を規定した上で、業務規程の制定・変更を主務大臣認可に係らしめる（変更時も同様）。（業務規程変更命令は規定なし。）

○ 金融商品取引法（昭二三法二五）
（業務規程）

第七十九条の三 認定協会は、次に掲げる事項に関する規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第七十八条第二項に規定する業務に関する事項

二 売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）の種類に関する事項

三 認定協会は、当該認定協会の役員又は会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

③ 必要的記載事項を規定した上で、業務規程の変更を主務大臣認可に係らしめる。（業務規程の制定は

認可事項ではないが指定申請の際に業務規程の添付義務あり・業務規程変更命令はなし。

○金融商品取引法

(業務規程)

第一百五十六条の四十四 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一～八 (略)

2～6 (略)

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

【③の例における指定要件】

○金融商品取引法

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第一百五十六条の三十九 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一～六 (略)

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、こ

の法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（中略）その他の業務規程の内容（中略）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融商品取引関係業者の数の金融商品取引関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となったこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

3 5 （略）

（指定の申請）

第一百五十六条の四十 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 四 （略）

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 業務規程

四 七 （略）

3 (略)

④ 必要的記載事項を規定した上で、業務規程の制定・変更につき主務大臣への業務開始前の届出義務を課す。

○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令元法五七）

（業務規程）

第二十五条 登録認定機関は、認定等に関する業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、認定等に関する業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認定等の実施方法、認定等に関する手数料の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

○ 電気通信事業法（昭五九法八六）

（講習事務規程）

第八十五条の八 登録講習機関は、その登録に係る講習事務に関する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、講習事務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

① 特段の規定なし。

【指定法人の例】

○送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（電気通信事業法）

○所有者不明土地利用円滑化等推進法人（所有者不明土地利用円滑化特措法（平三〇法四九））

【登録法人の例】

○登録試験問題作成機関（介護保険法（平九法一二三））

2 事業計画等に係る規定例

① 毎事業年度、事業計画・収支予算の主務大臣等の認可が必要（変更も同様）。また、事業年度後、三月以内の事業報告書・収支報告書の主務大臣等への提出が必要（※）

（※）報告については、期限が「二月以内」だったり（「競走実施機関」（モーターボート競走法））、期限の規定が主務省令に委任されていたり（「情報処理センター」（フロン排出抑制法））するほか、貸借対照表や財産目録の提出も併せて求められたり（「競走実施機関」（モーターボート競走法））、提出に加えて公表されたり（「農地中間管理機構」）する。

○建築士法（昭二五法二〇二）

（事業計画等）

第十条の十 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

【事業報告書提出期限が「二月以内」の例】

○モーターボート競走法（昭二六法二四二）

（事業計画等）

第三十七条（略）

2 競走実施機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

【事業報告書提出期限の規定が主務省令に委任されている例】

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平一三法六四）

（事業計画等）

第七十九条（略）

2 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

【貸借対照表や財産目録も併せて提出が求められる例】

○モーターボート競走法

（事業計画等）

第三十七条（略）

2 競走実施機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

【提出物の公表が規定されている例】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平二五法一〇一）

（事業計画等）

第九条（略）

2（略）

3 農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第六条第二項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

②毎事業年度、事業報告書等の主務大臣等への提出が必要。（事前の事業計画・収支予算については特段の規定なし。）

○金融商品取引法

（業務に関する報告書の提出）

第一百五十六条の五十七 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

○貸金業法（昭五八法三二）

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第四十一条の二十九 指定信用情報機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

○金融商品取引法

（売買高、価格等の報告）

第七十八条の五 認定協会は、内閣府令で定めるところにより、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買に関する銘柄別の毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

③ 特段の規定なし。

【指定法人の例】

○ 指定調査機関（プラスチック資源循環促進法）

○ 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（電気通信事業法）

○ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人（所有者不明土地利用円滑化特措法）

○ 指定試験実施機関（介護保険法）

○ 次世代育成支援対策推進センター（次世代育成支援対策推進法（平一五法一二〇））

【登録法人の例】

- 登録講習機関（電気通信事業法）
- 登録試験機関（消費者安全法）
- 登録認定機関（農産物輸出促進法（令元法五七））
- 登録試験問題作成機関（介護保険法）

3 業務の休廃止に係る規定例

- ①業務の休廃止につき、主務大臣の許認可に係らしめる。主務大臣は許認可をした場合はその旨公示しなければならない。

【指定法人の例】

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（業務の休廃止）

第十九条 指定調査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、設計調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

【登録法人の例】

- 介護保険法（試験問題作成事務の休廃止）

第六十九条の二十三 登録試験問題作成機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験問題作成事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

【※公示規定が休廃止の条文とは別途措置されている例】

○消費者安全法

(試験業務の休廃止)

第十一条の十六 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(公示)

第十一条の二十六 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第十一条の十六の規定による許可をしたとき。

四・五 (略)

②業務の休廃止につき、主務大臣の許認可に係らしめる。公示については特段の規定なし。(※)

※災害等のやむを得ない場合には届出制とするものもあり(「金融分野の指定紛争解決機関」(金商

法) (「指定信用情報機関」(貸金業法)。なお、この場合、公示・公告の義務はないが関係者への通知義務あり。

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(業務の休廃止)

第八十条 情報処理センターは、主務大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

【※指定時の公示は別途規定あり。】
(指定)

第七十六条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3・4 (略)

【※災害等のやむを得ない場合には届出制とし、公示・公告の代わりに関係者への通知義務を課す例】

○金融商品取引法

(紛争解決等業務の休廃止)

第五十六条の六十 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定

する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。
- 3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(括弧内略)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融商品取引関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

○貸金業法

(信用情報提供等業務の休廃止)

第四十一条の三十二 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務の全部又は一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 2 指定信用情報機関が、天災その他のやむを得ない理由により信用情報提供等業務の全部又は一部を休止した場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、加入貸金業者及び他の指定信用情報機関に通知しなければならない。指定信用情報機関がその休止した当該

信用情報提供等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 (略)

③業務の休廃止につき、主務大臣への事前届出を義務付ける。主務大臣は届出があった場合はその旨公示しなければならない。

○電気通信事業法

(講習事務の休廃止)

第八十五条の十二 登録講習機関は、その登録に係る講習事務を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 登録講習機関が講習事務の全部を廃止したときは、当該登録講習機関の登録は、その効力を失う。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(業務の休廃止)

第二十六条 登録認定機関は、認定等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

④特段の規定なし。

【指定法人の例】

- 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（電気通信事業法）
- 指定法人（民族共生象徴空間構成施設管理業務）（アイヌ施策推進法（平三一法一六））
- 所有者不明土地利用円滑化等推進法人（所有者不明土地利用円滑化特措法）
- 認定金融商品取引業協会（金融商品取引法）
- 指定試験実施機関（介護保険法（※試験問題作成機関については①の規定例））
- 次世代育成支援対策推進センター（次世代育成支援対策推進法）

4 業務の継続性担保に係る規定例

- ① 主務大臣等による代執行を規定

【指定法人の例】

○ 建築士法

（国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等）

第十条の十七 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、一級建築士登録等事務を行わないものとする。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、一級建築士登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

一 第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止したとき。

- 二 前条第二項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部の停止を命じられたとき。
- 三 天災その他の事由により一級建築士登録等事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において国土交通大臣が必要があると認めるとき。
- 三 国土交通大臣は、前項の規定により一級建築士登録等事務を行い、又は同項の規定により行つて
いる一級建築士登録等事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しな
ければならない。

4 (略)

○介護保険法

(委任都道府県知事による試験問題作成事務の実施)

第六十九条の二十五 委任都道府県知事は、登録試験問題作成機関が第六十九条の二十三第一項の規
定により試験問題作成事務の全部若しくは一部を休止したとき、厚生労働大臣が前条第二項の規定
により登録試験問題作成機関に対し試験問題作成事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又
は登録試験問題作成機関が天災その他の事由により試験問題作成事務の全部若しくは一部を実施す
ることが困難となった場合において厚生労働大臣が必要があると認めるときは、第六十九条の十一
第三項の規定にかかわらず、当該試験問題作成事務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験問題作成事務を行うこととなるとき、
又は委任都道府県知事が同項の規定により試験問題作成事務を行うこととなる事由がなくなつたと
きは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

【登録法人の例】

○電気通信事業法

(総務大臣による講習事務の実施)

第八十五条の十五 総務大臣は、第八十五条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第八十五条の十二第一項の規定による講習事務の休止又は廃止の届出があつたとき、第八十五条の十三第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由によりその登録に係る講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 総務大臣は、前項の規定により講習事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている講習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 (略)

②業務移転命令を措置

○貸金業法

(信用情報提供等業務移転命令)

第四十一条の三十四 内閣総理大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定信用情報機関に対し、信用情報提供等業務の全部又は一部を他の指定信用情報機関に行わせることを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第四十一条の十三第一項の規定による指定を取り消し、又はその業務（信用情報提供等業務に限る。）の全部若しくは一部の停止を命ずるとき。

二 第四十一条の三十二第一項の認可をするとき。

三 弁済期にある債務の弁済が信用情報提供等業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四 指定信用情報機関が天災その他の事由により信用情報提供等業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

③業務の承継の規定を措置

【指定法人の例】

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

（指定を取り消した場合における経過措置）

第三十一条 前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合において、

国土交通大臣及び文部科学大臣がその取消し後に新たに指定法人を指定したときは、取消しに係る指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合における民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則

に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

○モーターボート競走法

(指定を取り消した場合等における措置等)

第四十三条 第四十一条第一項により競走実施業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその後新たに競走実施機関を指定したときは、従前の競走実施機関の競走実施業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた競走実施機関が承継する。

2 第四十一条第一項により競走実施業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における競走実施業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(指定を取り消した場合における経過措置)

第十六条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、都道府県知事がその取消し後に新たに農地中間管理機構の指定をしたときは、取消しに係る農地中間管理機構は、その農地中間管理事業の全部を、新たに指定を受けた農地中間管理機構に引き継がなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における農地中間管理事業に関する所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範

圏内において、政令で定める。

5 帳簿の備付けに係る規定例

①主務省令で定める事項を記載した帳簿の備付け、保存を規定

【指定法人の例】

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(帳簿の記載等)

第二十三条 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、設計調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

【登録法人の例】

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(帳簿の記載等)

第三十一条 登録認定機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定等に関する業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

②帳簿の備付けは規定せず、主務省令で定めるところによる業務記録の作成、保存を規定

○貸金業法

(記録の保存)

第四十一条の二十二 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務に

関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

【※なお、立入検査規定では、次のとおり「帳簿書類」との表現が用いられている。】

（報告徴収及び立入検査）

第四十一条の三十 内閣総理大臣は、信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定信用情報機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定信用情報機関の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 4 （略）

③ 毎事業年度三月以内の財務諸表等の作成、5年間の備付けを規定

○ 消費者安全法

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十一条の十七 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

④ 会員・加入者等名簿の公衆縦覧を規定

○ 金融商品取引法

(加入金融商品取引関係業者の名簿の縦覧)

第五十六条の五十三 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引関係業者の名簿を公衆の縦覧に供し

なければならぬ。

○ 貸金業法

(加入貸金業者の名簿の縦覧)

第四十一条の二十五 指定信用情報機関は、加入貸金業者の名簿を公衆の縦覧に供しなけれ

⑤ 特段の規定なし。

【指定法人の例】

○ 指定法人 (民族共生象徴空間構成施設管理業務) (アイヌ施策推進法)

○ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人 (所有者不明土地利用円滑化特措法)

○ 指定試験実施機関 (介護保険法)

○ 次世代育成支援対策推進センター (次世代育成支援対策推進法)

【登録法人の例】

○ 登録講習機関 (電気通信事業法)

6 業務の委託規制に係る規定例

○金融商品取引法

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)

第五十六条の四十三 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第五十六条の五十第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外^{の者}に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

○貸金業法

(信用情報提供等業務の一部の委託)

第四十一条の十九 指定信用情報機関は、内閣府令で定めるところにより、信用情報提供等業務の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、当該委託をした指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた信用情報提供等業務の一部を、同項に規定する委託を受けた者及び同項の指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

7 監督命令・業務改善命令等に係る規定例

【指定法人の例】

○建築士法

(監督命令)

第十条の十二 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し、一級建築士登録等事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

○貸金業法

(業務改善命令)

第四十一条の三十一 内閣総理大臣は、指定信用情報機関の信用情報提供等業務の運営に関し、信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定信用情報機関に対して、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置を命ずることができる。

【登録法人の例】

○消費者安全法

(適合命令)

第十一条の二十 内閣総理大臣は、登録試験機関が第十一条の十一第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をと

るべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十一条の二十一 内閣総理大臣は、登録試験機関が第十一条の十三の規定に違反していると認めるときは、当該登録試験機関に対し、同条の規定に従って試験業務を行うべきこと又は試験の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

○介護保険法

(適合命令)

第六十九条の二十一 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十三各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録試験問題作成機関に対し、これらの規定に適合するた
め必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【※指定法人において、適合命令と業務改善命令を二段構えで規定している例】

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(適合命令)

第二十条 主務大臣は、指定調査機関が第十四条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しな
ったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべ
きことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十一条 主務大臣は、指定調査機関が第十六条の規定に違反していると認めるとき、又は指定調

査機関が行う設計調査が適当でないとき、当該指定調査機関に対し、設計調査を行うべきこと又は設計調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

8 指定等の取消し及び業務の制限・停止に係る規定例

【指定法人の例】

○建築士法

(指定の取消し等)

第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〜六 (略)

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(指定の取消し等)

第二十二條 主務大臣は、指定調査機関が第十三条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その

指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて設計調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〇三 (略)

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、指定調査機関が、正当な理由がないのに、その指定を受けた日から一年を経過してもなおその指定に係る設計調査の業務を開始しないときは、その指定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

○貸金業法

(指定の取消し等)

第四十一条の三十三 内閣総理大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十一条の十三第一項の規定による指定若しくは第四十一条の十八第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

一〇三 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により第四十一条の十三第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

(指定の取消し等)

第三十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第

二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一～五 (略)

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

【登録法人の例】

○電気通信事業法

(登録の取消し等)

第八十五条の十三 総務大臣は、登録講習機関が第八十五条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(登録の取消し等)

第三十条 主務大臣は、登録認定機関が第十九条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認定機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定等に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認定等に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

【※取消しが措置されていない法人例】
(指定法人)

○指定試験実施期間 (介護保険法)

資料三（議題3に関するもの）

（3）関係 役員を選任・解任を認可に係らしめている指定法人の例）

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平二二法三八）

（需要開拓支援法人の指定）

第十八条 経済産業大臣は、エネルギー環境適合製品の需要の開拓のための事業を行うことを目的とする

一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、第二十条に規定する業務（以下「需要開拓支援業務」という。）に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、需要開拓支援法人として指定することができる。

一～五 （略）

2 （略）

（役員を選任及び解任）

第二十一条 需要開拓支援法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 経済産業大臣は、需要開拓支援法人の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）

若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は需要開拓支援業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、需要開拓支援法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

右記と同様の規定振りをしているものの平成十八年以降の例

○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令二法五三）第十四条（同法第八条第一項の電話リレーサービス提供機関）

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平三一法一六）第二十七條（同法第二十条第一項の指定法人）

○特定複合観光施設区域整備法（平三〇法八〇）第六十一条（同法第五十九条第一項の指定試験機関）
同法については、解任命令の規定はない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平二五法一〇一）第七条（同法第四条の農地中間管理機構）

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平一九法六六）第二十条（同法第十七条第一項の住宅瑕疵担保責任保険法人）

（3）関係 役員の選任・解任を事後届出としている指定法人の例）

○令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令四法一五）
（指定等）

第二条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、第四条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）として指定することができる。

（役員の選任及び解任）

第六条 博覧会協会は、役員を選任し、又は解任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、

その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(3) 関係 役員の選任・解任に認可も届出も求めている指定法人の例)

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平一三法六四)

(指定)

第七十六条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

234 (略…役員の選解任に係る規定はない。)

(注) 当該規定は平二五法三九により追加された。

右記と同様の規定振りとしているものの例

○金融商品取引法(昭二三法二五) 第一百五十六条の三十九第一項

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平二〇法四〇) 第三十四条

(3) 関係 役員の選任・解任を事後届出としている登録法人の例)

○介護保険法(平九法一二三)

(登録試験問題作成機関の登録)

第六十九条の十一 都道府県知事は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験問題作成機関」

という。)に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するもの(以下「試験問題作成事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の登録は、試験問題作成事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項の規定により登録試験問題作成機関に試験問題作成事務を行わせるときは、試験問題作成事務を行わないものとする。

(役員の選任及び解任)

第六十九条の十五 登録試験問題作成機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(注) 当該規定は平一七法七七により追加された。

右記と同様の規定振りをしているものの例

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平六法七八)第二十二條第一項 登録施設利用促進機関

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平二法三〇)第二十五條第一項 登録情報処理機関

○半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭六〇法四三)第三十六條第一項 登録機関

○電気通信事業法(昭五九法八六)第九十三條第一項 登録認定機関 等

(3)関係 役員の選任・解任に認可も届出も求めている登録法人の例)

○労働安全衛生法(昭四七法五七)

(登録製造時等検査機関の登録)

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録(以下この条、次条、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の二第一項において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 三 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 四 (略)

4 登録は、登録製造時等検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 五 (略)

右記と同様の規定振りとしているものの例

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令元法五七)第十八条の登録認定機関

○社会福祉士及び介護福祉士法(昭六二法三〇)第四十八条の三の喀痰吸引等業務の登録 等

(3(二)及び(三)関係 秘密保持義務及びみなし公務員規定を設ける指定等法人の例)

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令三法六〇)

(指定調査機関による調査)

第十一条 主務大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に第八条第五項（第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する調査（以下「設計調査」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2～4 （略）

（指定）

第十二条 前条第一項の規定による指定（以下この章において「指定」という。）は、主務省令で定めるところにより、設計調査を行おうとする者の申請により行う。

（秘密保持義務等）

第二十四条 指定調査機関の役員（法人でない指定調査機関にあつては、当該指定を受けた者。次項、第六十条及び第六十三条において同じ。）若しくは職員又はこれらの者であつた者は、設計調査の業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 設計調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

○介護保険法

（指定試験実施機関の指定）

第六十九条の二十七 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定試験実施機関」という。）に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験問題作成事務を除く。以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 (略)

(秘密保持義務等)

第六十九条の二十八 指定試験実施機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験実施機関又はその職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

右記と同様の規定振りをしているものの例

○建築士法（昭二五法二〇二）第十条の四第一項の中央指定登録機関 等

(3(二)及び(三)関係 秘密保持義務及びみなし公務員規定を設ける登録法人の例)

○介護保険法

(登録試験問題作成機関の登録)

第六十九条の十一 都道府県知事は、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験問題作成機関」という。）に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するもの（以下「試験問題作成事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の登録は、試験問題作成事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項の規定により登録試験問題作成機関に試験問題作成事務を行わせるときは、

試験問題作成事務を行わないものとする。

(秘密保持義務等)

第六十九条の十七 登録試験問題作成機関の役員若しくは職員(第六十九条の十三第一号の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験問題作成事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験問題作成事務に従事する登録試験問題作成機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

(適合施設の認定)

第十七条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先国の政府機関が定める要件(以下この条において「認定要件」という。)に適合する施設(以下「適合施設」という。)において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの(以下「施設認定農林水産物等」という。)について、主務大臣が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者又は管理者(以下この条及び第三十八条において「設置者等」という。)から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

2 (略)

3 登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、登録認定機関が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

4 8 (略)

(登録認定機関の登録)

第十八条 登録認定機関の登録(以下単に「登録」という。)を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)に、当該申請が第二十条第一項各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(秘密保持義務)

第三十二条 登録認定機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、認定等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(注) みなし公務員規定はない。

(3 (二)及び(三)関係 秘密保持義務及びみなし公務員規定を設けない指定等法人の例)

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律 第二十一条の需要開拓支援法人
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 第二十条第一項の指定
法人等

○電気通信事業法 第八十五条の二の登録講習機関及び第八十六条第一項の規定による登録認定機関 等

資料四（議題4に関するもの）

1 (一) 指定等法人に対する報告徴求及び立入検査を規定する例

○建築士法（昭二五法二〇二）

（報告、検査等）

第十条の十三 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し一級建築士登録等事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定登録機関の事務所に立ち入り、一級建築士登録等事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

○モーターボート競走法（昭二六法二四二）第六十一条【競走実施機関等】 ※関係者に対する質問権の規定は設けられていない。

○電気通信事業法（昭五九法八六）第六十六条第四項【指定試験機関又は支援機関】 ※関係者に対する質問権の規定は設けられていない。

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平一三法六四）第八十三条【情報処理センター】 ※関係者に対する質問権の規定は設けられていない。

○消費者安全法（平二一法五〇）第十一条の二十四【登録試験機関】

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平二二法三八）第三十四条第三項【需要開拓支援法人】 ※関係者に対する質問権の規定は設けられていない。

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平三〇法四九）第四十九条第一項【所有者不明土地利用円滑化等推進法人】 ※立入検査の規定は設けられていない。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平三一法一六）第二十八条第一項【指定法人】

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令三法六〇）第五十五条第二項及び第五十六条第二項【指定調査機関】 ※関係者に対する質問権の規定は設けられていない。

(二) 指定等法人から業務の委託を受けた者等に対する報告徴求及び立入検査権限を付与する例

○金融商品取引法（昭二三法二五）

（報告の徴取及び立入検査）

第七十九条の四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該認定協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定協会の業務又は財産に關し必要なものに限る。）をさせ、若しくは関係者に質問（当該認定協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定協会の業務又は財産に關し必要なものに限る。）をさせることができる。

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平二五法一〇一）

（報告徴収及び立入検査）

第三十条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対しその業務若しくは資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、農地中間管理機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理機構から農地中間管理事業に係る業務の委託を受けた者（以下この項及び次項において「業務受託者」という。）に対しその委託を受けた業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、業務受託者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 業務受託者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

4・5 （略）

○金融商品取引法第百五十六条の五十八第二項【指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者又は当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対する報告徴求等を規定したもの】

○貸金業法（昭五八法三二）第四十一条の三十第二項【指定信用情報機関の利用者又は同法第四十一条の十九各項の規定による委託を受けた者に対する報告徴求等を規定したもの】

(三) 指定等法人とその業務に関して関係がある者に対する報告徴収等について規定する例

(1) 関係者に対する立入権限を付与するもの

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令元法五七）

（登録発行機関等に対する報告の徴収等）

第五十四条 主務大臣は、第五章の規定の施行に必要な限度において、登録発行機関若しくは登録認定機関若しくはこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、発行若しくは認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 (略)

○日本農林規格等に関する法律（昭二五法一七五）第六十五条【登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対する報告徴収等を規定したもの】

(2) 関係者に対する質問権限を付与するもの

○介護保険法（平九法一二三）

（報告及び検査）

第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に必要報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に

立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

○特定複合観光施設区域整備法（平三〇法八〇）第二百二条第二項【指定試験機関の株主等の関係者に対し当該指定試験機関の業務等に係る質問権限を規定したもの】

2 指定等法人に対する立入検査権限を付与していない例

○道路法（昭二七法一八〇）第四十八条の六十二第一項【道路協力団体に対する報告要求を規定】

○著作権法（昭四五法四八）第四百条の九、第四百条の十の七及び第四百条の十六【著作権法における指定管理団体に対する報告要求、資料提出及び勧告を規定】

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十九条第一項【所有者不明土地利用円滑化等推進法人に対する報告要求を規定】

3 (一) 指定等法人が行う試験・講習事務に係る処分又は不作為についての主務大臣等に対する審査請求に係る規定の例

【規定を設けている例】

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
(審査請求)

第二十七条 この章の規定による指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十

九条第三項の規定の適用については、当該指定調査機関の上級行政庁とみなす。

○金融商品取引法第六十四条の九【認可金融商品取引業協会又認定金融商品取引業協会】

○貸金業法第二十四条の三十五【貸金業協会】

○電気通信事業法第七十三条【指定試験機関】

【規定を設けていない例】

○電気通信事業法【登録講習機関】

○介護保健法【指定試験実施機関・登録試験問題作成機関】

○消費者安全法【登録試験機関】

○特定複合観光施設区域整備法【指定試験機関】

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律【登録認定機関】

(二) 指定等法人がした処分又は不作為についての主務大臣等に対する審査請求に係る規定の例（試験・講習型以外のもの）

○建築士法

（審査請求）

第十条の十八 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、中央

指定登録機関の上級行政庁とみなす。

4 指定等法人の法違反行為に対する罰則の例

(一) 監督命令等違反

○二年以下の懲役（刑法等の一部を改正する法律（令四法六七）の施行後は拘禁刑。以下単に「懲役」という。）又は三百万円以下の罰金

●金融商品取引法第七十九条の六第一項（罰則…同法百九十八条の五第三号）

○一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

●貸金業法第四十一条の三十一（罰則…同法第四十八条第一項第九号の五）

○一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

●特定複合観光施設区域整備法第二百十条（罰則…同法第二百五十条第二項第二号）

○過料

●アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第二十九条【監督命令】（罰則…同法第四十五条【五十万円】）

●モーターボート競走法第四十条【監督命令】（罰則…同法第七十八条第四号【五十万円】）

○罰則が設けられていない例

●電気通信事業法第八十二条【監督命令】

●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第八十四条【監督命令】

●消費者安全法第十一条の二十【適合命令】及び第十一条の二十一【改善命令】

● 建築士法第十条の十二【監督命令】

● エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二十八条【監督命令】

● 農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条【監督命令】

● 介護保険法第六十九条の二十九【監督命令】

● プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第二十条【適合命令】及び第二十一条【改善命令】

● 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第二十八条【登録発行機関に対する適合命令】及び第二十九条【登録発行機関に対する改善命令】

(二) 業務停止命令等違反

○ 三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

● 特定複合観光施設区域整備法第六十九条【指定試験機関に対する試験事務停止命令】(罰則…同法第二百五十条第一項)

○ 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

● 金融商品取引法第七十九条の六第二項【認定協会に対する業務停止命令】(罰則…同法百九十八条の五第三号)

○ 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

● 建築士法第十条の十六第二項【中央指定登録機関に対する一級建築士登録等事務停止命令】(罰則…同法第三十九条)及び第十条の三十六第二項【登録講習機関に対する講習事務停止命令】(罰則…同法第三十九条)及び第十条の三十六第二項【登録講習機関に対する講習事務停止命令】(罰則…同法第三十九条)

則…同法第三十七条第五号)

●農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十条第二項【登録発行機関に対する業務停止命令】(罰則…同法第六十二条)

●介護保険法第六十九条の二十四第二項【登録試験問題作成機関に対する試験問題作成事務の停止命令】(罰則…同法第二百五条の二)

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第二十二条第二項【指定調査機関に対する設計調査の業務の停止命令】(罰則…同法第六十条)

○一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

●モーターボート競走法第四十二条第一項【競走実施機関に対する競走実施業務の停止命令】(罰則…同法第六十七条)

●電気通信事業法第八十四条【指定試験機関に対する試験事務の停止命令】(罰則…同法第八十四条)

●エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十条第二項【需要開拓支援法人に対する需要開拓支援業務の停止命令】(罰則…同法第三十七条)

●消費者安全法第十一条の二十二第二項【登録試験機関に対する試験事務の停止命令】(罰則…同法第五十三条第二項)

○罰則が設けられていない例

●貸金業法第四十一条の三十三第一項【指定信用情報機関に対する業務停止命令】

(三) 帳簿の備付け義務違反

○五十万円以下の罰金

●介護保険法第六十九条の二十（罰則…同法第二百六条の二第一号）

●消費者安全法第十一条の二十三（罰則…同法第五十四条第一項第二号）

●農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十一条（罰則…同法第六十五条第三号）

○三十万円以下の罰金

●建築士法第十条の十一（罰則…同法第四十一条第一号）

●モーターボート競走法第三十九条（罰則…同法七十条第一号）

●電気通信事業法第八十一条（罰則…同法第八十九条第一号）

●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第八十二条（罰則…同法百六条第二号）

●エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二十六条（罰則…同法第三十九条第一号）

●特定複合観光施設区域整備法第六十七条（罰則…同法第二百五十条第六項第三号）

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第二十三条（罰則…同法第六十三条第二号）

○罰則が設けられていない例

●農地中間管理事業の推進に関する法律第十一条

(四) 報告拒否及び検査忌避

○一年以下の懲役又は三百万円の罰金

- 金融商品取引法第七十九条の四（罰則…同法百九十八条の六第十一号及び百九十九条）
- 貸金業法第四十一条の三十第一項（罰則…同法第四十八条第一項第九号の四）
- 一年以下の懲役又は百万円の罰金
- 特定複合観光施設区域整備法第二百二条第一項及び第二項【指定検査機関の業務等に関する報告拒否】（罰則…同法第二百五十条第二項第一号）
- 六月以下の懲役又は五十万円の罰金
- 特定複合観光施設区域整備法第九十九条第二項【指定検査機関の認可主要株主等の業務に関する報告拒否】（罰則…同法第二百四十条第十一号）
- 五十万円以下の罰金
- 消費者安全法第十一条の二十四（罰則…同法第五十四条第一項第三号）
- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第五十四条第一項（罰則…同法第六十四条）
- 介護保険法第六十九条の二十二第一項及び第二項並びに第六十九条の三十第一項（罰則…同法第二百六条の二第二号）
- 三十万円以下の罰金
- 建築士法第十条の十三（罰則…同法第四十一条第二号から第四号まで）
- モーターボート競走法第六十一条第一項（罰則…同法第七十条第三号及び第四号）
- 電気通信事業法第六十六条第四項（罰則…同法第八十九条第三号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第八十三条第一項（罰則…同法第六十六条）

第三号及び第四号)

- エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第三項（罰則…同法第三十九条第三号及び第四号）
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第三十条第一項及び第二項（罰則…同法第三十四条第一項）
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第二十八条第一項（罰則；同法第四十四条第一項）
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第五十五条第二項及び第五十六条第二項（罰則…同法第六十三条第三号及び第四号）

(五) 事業の無許可（無認可） 休廃止

- 五十万円以下の罰金
 - 貸金業法第四十一条の三十二（罰則…同法第五十条第一項第六号）
 - 介護保険法第六十九条の二十三第一項（罰則…同法第二百六条の二第三号）
 - 消費者安全法第十一条の十六（罰則…同法第五十四条第一項第一号）
 - 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第二十六条第一項及び第三十六条（罰則…同法第六十五条第二号）
- 三十万円以下の罰金
 - 建築士法第十条の十五第一項（罰則…同法第四十一条第五号）
 - モーターボート競走法第四十一条第一項（罰則…同法第七十条第二号）

- 電気通信事業法第八十三条第一項（罰則…同法第八十九条第二号）
 - フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第八十条（罰則…同法第一百六条第一号）
 - エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二十九条第一項（罰則…同法第三十九条第二号）
 - 特定複合観光施設区域整備法第六十八条（罰則…同法第二百五十条第六項第四号）
 - プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第十九条第一項（罰則…同法第六十三条第一号）
- 罰則が設けられていない例
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十四条
- (六) 業務規程の定め の 懈怠又はその無断変更（許認可制をとるものに限る。）
- 罰則が設けられている例
- 金融商品取引法第七十九条の三（罰則…同法第二百五条の二の三第八号【三十万円以下の罰金】）
【認定協会が業務規程の変更について認可を受けなかった場合】
 - 貸金業法第四十一条の二十第一項（罰則…同法第五十条第一項第五号）【指定信用情報機関が業務規程を定め ない場合、認可を受けない場合及び認可を受けずに変更した場合】
- 罰則が設けられていない例
- 建築士法第十条の九（登録等事務規程）
 - モーターボート競走法第三十四条第一項【競走実施業務規程】

- 電気通信事業法第七十九条第一項【試験事務規程】
 - 介護保険法第六十九条の十八【試験問題作成事務規程】
 - フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第七十八条【業務規程】
 - 消費者安全法第十一条の十五【試験業務規程】
 - エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二十二条第一項【業務規程】
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第一項【農地中間管理事業規程】
 - 特定複合観光施設区域整備法第六十三条第一項【試験事務規程】
 - アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第二十二条【民族共生象徴空間構成施設管理業務規程】
 - プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第十八条【業務規程】
- 5 報告拒否及び検査忌避に係る罰則の両罰規定について
- (一) 両罰規定を設けていない例
- 建築士法第四十一条第三号【中央指定登録機関の報告拒否等に対する罰則】
- ※同法第四十条第五号【登録講習機関の報告拒否等に対する罰則】については両罰規定が設けられている（同法第四十二条）。
- 電気通信事業法第八十九条第三号【指定試験機関の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】
 - フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十六条第三号及び第四号【情報処理セン

ターの報告拒否及び検査忌避に対する罰則】

● 特定複合観光施設区域整備法第二百五十条第二項第一号【指定検査機関の業務等に関する報告拒否】

※同法第二百四十条第十一号【指定検査機関の認可主要株主の業務等に関する報告拒否】については両罰規定が設けられている（同法第二百四十三条）。

● プラスチックに係る資源循環の促進等に関する第六十三条第三号及び第四号【指定調査機関の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】

(二) 両罰規定を設けている例

● 金融商品取引法第二百七条

※金融商品取引法第九十八条の六第十一号【認定協会の検査忌避に対する罰則】及び第九十九条【認定協会の報告拒否に対する罰則】

● モーターボート競走法第七十一条

※同法第七十条第三号及び第四号（競走実施機関の報告拒否及び検査忌避に対する罰則）

● 貸金業法第五十一条

※貸金業法第四十八条第一項第九号の四【指定信用情報機関の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】

● 介護保険法第二百十一条

※介護保険法第二百六条の二第二号【登録試験問題作成機関及び指定試験実施機関の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】

● 消費者安全法第五十六条

- ※消費者安全法第五十四条第一項第三号【登録試験機関の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】
- エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第四十一条
- ※同法第三十九条第三号及び第四号【需要開拓支援法人の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第三十四条第二項
- ※同法第三十四条第一項【農地中間管理機構の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第四十四条第二項
- ※同法第四十四条第一項【指定法人の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】
- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第六十七条
- ※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第六十四条【登録認定機関の報告拒否及び検査忌避に対する罰則】

【避に対する罰則】

		情報・サービス提供型				試験・講習型						自主的解決促進型		資産管理・事業型				
		情報処理センター	指定信用情報機関	認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会	中央指定登録機関	登録認定機関	指定試験実施機関	登録試験問題作成機関	登録試験機関	指定調査機関	指定試験機関	登録講習機関	指定紛争解決機関	認定金融商品取引業協会	農地中間管理機構	民族共生象徴空間構成施設	競争実施機関	所有者不明土地利用円滑化等推進法人
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	貸金業法	電気通信事業法	建築士法	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	介護保険法	介護保険法	消費者安全法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	特定複合観光施設区域整備法	電気通信事業法	金融商品取引法	金融商品取引法	農地中間管理事業の推進に関する法律	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	モーターボート競走法	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
主な業務		フロン類充填回収業者による電子情報処理組織を用いた登録等	信用情報の収集及び貸金業者に対する信用情報の提供	送信型対電気通信設備サイバー攻撃等への対処を求める通知の媒介等	一級建築士の登録等	施設認定農林水産物等の適合施設であることの認定等	介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	消費生活相談員資格試験の実施	プラスチック使用製品の設計の指針への適合性についての調査	電磁的カジノ関連機器等の型式検定に必要な試験の実施	電気通信主任技術者に対する、事業用電気通信設備の工事等に関する講習	金融商品取引業等業務関連する苦情処理、紛争解決に係る業務	金融商品取引業者等に対する法令遵守等の指導や勧告、苦情解決、紛争解決	農地中間管理権の取得、農用地等の貸付け、改良、管理、利用者への研修等	民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興、普及啓発等	選手、競走に使用するボート等の登録、選手の出場のあつせん、養成及び訓練等	地域福利増進事業の実施者への情報の提供、所有者不明土地の取得、管理等
指定登録	主体	主務大臣	内閣総理大臣	総務大臣	国土交通大臣	主務大臣	都道府県知事	厚生労働大臣	内閣総理大臣	主務大臣	カジノ管理委員会	総務大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣	都道府県知事	国土交通大臣及び文部科学大臣	国土交通大臣	市町村
	指摘登録	指定	指定	認定	指定 全国に一つ	登録	指定	登録	登録	指定	指定	登録	指定	認定	指定 都道府県に一	指定 全国に一	指定 全国に一	指定
	要件	なし	積極	積極	積極・欠格	積極・欠格	なし	積極・欠格	積極・欠格	積極・欠格	積極・欠格	積極	積極	積極	積極	欠格	積極	なし
業務	業務規定	定義規定	業務規定	指定規定内	業務規定	指定規定内	指定規定内	登録規定内	指定規定内	指定規定内	指定規定内	定義規定	業務規定	定義規定	業務規定	業務規定	業務規定	
業務規程認可/届出	認可 変更命令	認可 変更命令	なし	認可 変更命令	届出	なし	認可 変更命令	認可 変更命令	認可 変更命令	認可 変更命令	認可 変更命令	届出	変更のみ認可	認可	認可 変更命令	認可 変更命令	認可 変更命令	なし
事業計画事業報告	事業計画認可	事業報告	なし	事業計画認可	なし	なし	なし	なし	なし	なし	事業計画認可	なし	事業報告	事業報告	事業計画認可	事業計画認可	事業計画認可	なし
休廃止認可/届出	認可	認可	なし	認可・公示	届出・公示	なし	認可・公示	認可・公示 (別規定)	認可・公示	認可・公示 (別規定)	認可・公示 (別規定)	届出・公示	認可	なし	認可・公示	なし	認可・公示	なし
指定取消後の継続性	なし	業務移転命令	なし	代執行	業務承継	なし	代執行	代執行	代執行	代執行	代執行	代執行	なし	なし	業務承継	業務承継	業務承継	なし
帳簿	あり	なし 記録保存義務 名簿縦覧	あり 名簿縦覧	あり	あり	なし	あり	あり 財務諸表備付	あり	あり	あり	あり	あり 名簿縦覧	あり 名簿縦覧	あり	なし	あり	なし
委託規制	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	なし	なし	なし
監督	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
指定取消	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
選解任の認可	役員	なし	解任	なし	選任・解任	なし	なし	届出	届出	なし	選任・解任	なし	なし	なし	選任・解任	選任・解任	選任・解任	なし
	試験委員							届出	解任命令									
情報	秘密保持	秘密保持	秘密保持	秘密保持・ みなし	秘密保持	秘密保持・ みなし	秘密保持・ みなし	秘密保持・ みなし	秘密保持・ みなし	秘密保持・ みなし	秘密保持・ みなし	なし	秘密保持・ みなし	秘密保持	なし	なし	みなし	なし
不服審査	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
報告 立入検査	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	報告のみ
罰則 両罰規定	なし	あり	あり	なし	あり	なし	なし	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし

類型内で一般的なもの
 全類型内で特異なもの

〔令和四年法令整備会議第二回 議題第三号関係議事要旨〕

指定法人、登録法人等の制度設計のメルクマールについて

(担当 松谷・衣斐・永田・澁谷参事官、吉川参事官補)

○ 議事要旨

1 議題1について

指定等法人の規定振りの分析に当たっては、近年の指定法人の新設を抑制する方針の下、従来ならば指定法人に行わせていたであろう業務を登録法人に行わせる法形式をとっているとみられるものがあることに留意すべきとの意見があった。

指定等法人の分類について、その果たす機能に着目した分類は有益であると考えられる。他方、指定等法人が代行する行政事務の裁量の広狭に着目して分類することも有益であると考えられるが、いずれにしても、指定等法人に対して委託することができる業務にはおのずから限界があり、個々の制度の中で個別に検討・判断されることになるかと考えられるとの意見があった。

2 議題2について

業務の規定振りについて、例えば業務規程については、主務大臣認可と事前届出の二通りの典型的な規定例があるが、議題のとおり行政事務の代替・代行性の強弱の観点はそのとおりであるが、加えて対象法人の数など行政実務も実際には考慮されているのではとの意見があった。

事業に係る規定振りの類型整理は有益ではあるが、例えば事業報告について、プラスチック資源循環促進法の指定調査法人には事業報告義務が措置されていないが、これは調査ごとに結果報告を求められているためこれで十分と判断されたためであり、他項目の措置との兼ね合いで規定振りが判断されることもあるなど、規定振りの各類型内でも個別具体的な判断が強くなるなどの意見があった。

3 議題3について

指定等法人の果たす機能に応じて規定振りの共通性の分析をしていたが、これに加え、法人に行わせる業務の行政代行性の強弱が規定振りに影響するのではないか、とりわけ、立入検査のような強い公権力の行使を担わせるような場合には、法人の組織や業務執行についての行政の関与を強く規定する必要があるのではないかとの意見があった。

4 議題4について

指定等法人のした処分に対する審査請求に関する規定を設けることの要否については、指定等法人が処分に該当する行為をすることが予定されているかとの観点に加え、指定等法人が行う業務が行政事務を代行する性格が強いか否かや行政責任を明確化する観点から当該規定を設けることが相当であるか否かが考慮要素になり得るとの意見があった。

法違反行為に対する罰則の在り方については、義務規定への違反に対し一定の制裁は必要であるが、刑事罰によるべき必然性はなく、違法行為を抑止するための有効な措置が刑事罰と行政処分のいずれで

あるかとの観点から制裁の内容を選択することが相当であるとの指摘や、措置命令等に対する違反については指定等の取消処分により、業務停止命令等への違反には刑事罰により対処するとの整理も考慮し得るとの指摘がされた。また、罰則を設けた場合には指定等法人の担い手の確保に支障を来す可能性があることに留意する必要があるとの意見があった。